

III 総務・企画

1. 歴代特別職	27
2. 総合計画	29
3. 行政機構	31
4. 職員構成	33
5. 報酬・給与	34
6. 旅費	38
7. 職員の退職・研修	39
8. 行財政改革	42
9. 市町村合併	46
10. 公共交通	49
11. 情報管理	50
12. 広報広聴	52
13. 市民相談等	55
14. 国際交流	56
15. 表彰	58
16. 開発（港湾・干拓・土地開発）	59
17. 広域行政	66
18. 市庁舎	76

1 歴代特別職

(1) 市長(任期4年)

氏名	就任	退任	備考
坂田孝志	平成17年 9月 4日	平成21年 9月 3日	
福島和敏	平成21年 9月 4日	平成25年 9月 3日	
中村博生	平成25年 9月 4日		

(2) 副市長(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
片岡楯夫	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 7月31日	
佐藤克英	平成18年 3月24日	平成18年 4月 1日	平成21年 3月31日	
畠坂純夫	平成20年 3月17日	平成20年 4月 1日	平成21年 9月 3日	
上野美磨	平成21年 9月16日	平成21年10月 1日	平成25年 9月 3日	
永原辰秋	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日		

(3) 監査委員(議見者)(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
福嶋達期	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月 3日	
岡山元紀	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月25日	※
小嶋宣雄	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月 3日	
渕川邦紘	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月25日	※
江崎眞通	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日		
藤崎智	平成25年10月30日	平成25年11月 1日		※

(注) 備考欄の※は非常勤を示す

(4) 監査委員(議会選出)(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
渡辺俊雄	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 9月 5日	
田中安	平成19年 9月21日	平成19年10月 1日	平成20年 9月18日	
矢本善彦	平成21年10月30日	平成21年11月 2日	平成23年 9月20日	
橋本幸一	平成23年 9月21日	平成23年 9月22日	平成25年 9月 3日	
上村哲三	平成25年10月30日	平成25年11月 1日		

(5) 教育長(任期4年)

氏名	就任	退任	備考
増田國夫	平成17年 8月 1日	平成17年 9月21日	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31.10.1施行)施行令19条による選任
増田國夫	平成17年 9月22日	平成21年 9月21日	
吉田浩一	平成21年11月 2日	平成24年 8月31日	
広崎史子	平成24年10月 1日		

特別職現職者氏名

(6) 教育委員（任期4年）

(教育委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	高　浪　智　之	H25. 11. 2～H29. 11. 1
委員（職務代理者）	澤　村　勝　士	H22. 10. 1～H26. 9. 30
委　　員　　員	倉　野　敏　郎	H25. 11. 2～H29. 11. 1
委　　員　　員	小　嶋　ひろみ	H23. 10. 1～H27. 9. 30
教　　育　　長	広　崎　史　子	H24. 10. 1～H28. 9. 30

(7) 公平委員（任期4年）

(公平委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	丁　烟　佐　代	H23. 10. 1～H27. 9. 30
委員長職務代理者	水　本　和　人	H24. 10. 1～H28. 9. 30
委　　員　　員	加　藤　泰　憲	H25. 11. 2～H29. 11. 1

(8) 固定資産評価審査委員（任期3年）

(固定資産評価審査委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	岩　本　敏　弘	H23. 9. 22～H26. 9. 21
委　　員　　員	丹　後　田　良　一	H23. 9. 22～H26. 9. 21
委　　員　　員	末　富　一　徳	H23. 9. 22～H26. 9. 21

(9) 農業委員（任期3年）

(農業委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
会　　長	濱　　計　一	H24. 8. 1～H27. 7. 31
会長職務代理者	亀　山　初　雄	H24. 8. 1～H27. 7. 31
会長職務代理者	石　岡　孝　士	H24. 8. 1～H27. 7. 31

※①選挙（30名・氏名略）

②団体推薦（任期H24. 8. 1～H27. 7. 31）岩崎 政信・萩本 厚生・有田 行則

③議会推薦（任期H24. 8. 1～H27. 7. 31）石岡 孝士・井戸美智子・武原 祐子・山本 實

(10) 選挙管理委員（任期4年）

(選挙管理委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	西　村　壽　美　雄	H25. 10. 30～H29. 10. 29
委員長職務代理者	木　田　哲　次	H25. 10. 30～H29. 10. 29
委　　員　　員	中　村　安　雄	H25. 10. 30～H29. 10. 29
委　　員　　員	尾　崎　信　一	H25. 10. 30～H29. 10. 29
補　　充　　員	木　本　博　明	H25. 10. 30～H29. 10. 29
補　　充　　員	松　永　京　子	H25. 10. 30～H29. 10. 29
補　　充　　員	榎　本　節　男	H25. 10. 30～H29. 10. 29
補　　充　　員	石　田　清　春	H25. 10. 30～H29. 10. 29

2 総合計画

(1) 新市建設計画（計画期間 平成 17 年度～平成 27 年度）

計画の主旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（第 3 条第 1 項）」を根拠とし、合併関係市町村が合意した合併後の地域のビジョンを示したものであり、合併後は、計画に掲げられた各種の政策や事業を推進していくことになる。また、新市において改めて策定される総合計画の基礎となるとともに、その総合計画に基づき、新市における具体的な事業展開が図られることになる。

新市づくりの理念

「“創生”輝く新都八代」

－豊かな資源を活かし、個性きらめく交流拠点都市へ－

恵まれた資源を活かして、発展する豊かなまち

人と地域が主役のまち

将来目標人口

15 万人

・「実りのくに」づくり

・「躍りのくに」づくり

・「拠りのくに」づくり

・「誇りのくに」づくり

市の将来像

人と地域が主役のまち

将来目標人口

施策の大綱

・「実りのくに」づくり

・「躍りのくに」づくり

・「拠りのくに」づくり

・「誇りのくに」づくり

(2) 八代市総合計画（計画期間 平成 20 年度～平成 29 年度）

① 基本構想（要旨）

趣旨と目的

八代市総合計画は、「新市建設計画」を尊重しつつ急速に進展する時代背景のなか、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定する。

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

構成と期間

基本構想・・・まちづくりの理念と市の将来像を明らかにし、それを実現するための基本目標と施策の大綱を示したものである。

平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 10 カ年の計画を策定する。

基本計画・・・基本構想で明らかにした市の将来像を実現するために、必要な基本的施策を体系的に示したものである。

前期 5 カ年、後期 5 カ年の計画とする。

実施計画・・・基本計画で示された基本的施策を計画的かつ効率的に実現するために、具体的な事業や施策の内容を明らかにするものである。

3 カ年計画として策定し、毎年ローリング（見直し・調整）する。

まちづくりの理念

お互いを尊重しあう平和な社会のもと、個性と魅力があふれた心豊かなひとづくりをすすめ、人と自然が共生し、安全で快適に暮らせる、誰もが住みたい、住み続けたいと思える元気なまちづくりをすすめる。

やすらぎと活力にみちた魅力かがやく 元気都市 “やつしろ”

平成 29 年度

130,000 人

第 1 章 誰もがいきいきと暮らすまち

- ・人権が尊重される平等なまちづくり
- ・安心して出産・子育てできるまちづくり
- ・健やかに暮らせるまちづくり

第 2 章 郷土を拓く人を育むまち

- ・八代の未来を担うひとづくり
- ・生涯を通じた学びのまちづくり
- ・スポーツに親しめる環境づくり
- ・文化のかおり高いまちづくり

	第3章 安全で快適に暮らせるまち
	・うるおいのある快適なまちづくり
	・安全で安心なまちづくり
	・暮らしを支えるまちづくり
	・情報通信技術（ＩＣＴ）を利用した暮らしに役立つまちづくり
	第4章 豊かさとぎわいのあるまち
	・豊かな農林水産業のまちづくり
	・活力ある商工業のまちづくり
	・にぎわいのある観光のまちづくり
	第5章 人と自然が調和するまち
	・自然と共生するまちづくり
	・環境を支えるひとづくり
	・環境にやさしいまちづくり
計画推進の方策	第1章 効率的・効果的な行財政の運営
	第2章 協働によるまちづくりの推進

（3）過疎計画

①八代市過疎地域自立促進計画（計画期間 平成22年度～平成27年度）

策定の意義

時限立法である過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が平成28年3月31日までの6年間延長されたことを受け、本市においても平成22年度を始期とする6年間の八代市過疎地域自立促進計画を策定。今般の法改正により市町村計画の策定義務はなくなったものの、今後も過疎地域における生活基盤整備等が地域振興を図る上で重要とらえ、新たに計画策定を行っている。

なお、平成22年度以降は坂本、東陽、泉の3地域が合併前の旧過疎市町村を区域とする一部過疎地域として指定を受けている。

議決年月日

平成22年9月17日

計画の大綱

第1部 産業の振興

- ・農業
- ・林業
- ・水産業
- ・商業
- ・工業
- ・観光

第2部 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ・交通通信
- ・地域間交流の促進

第3部 生活環境の整備

- ・上水道・生活排水処理
- ・ごみ・し尿処理
- ・防災

第4部 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・高齢者福祉
- ・障がい者福祉
- ・児童福祉
- ・母子・父子福祉、生活保護

第5部 医療の確保

第6部 教育の振興

- ・学校教育
- ・社会教育
- ・スポーツ・レクリエーション

第7部 地域文化の振興等

第8部 集落の整備

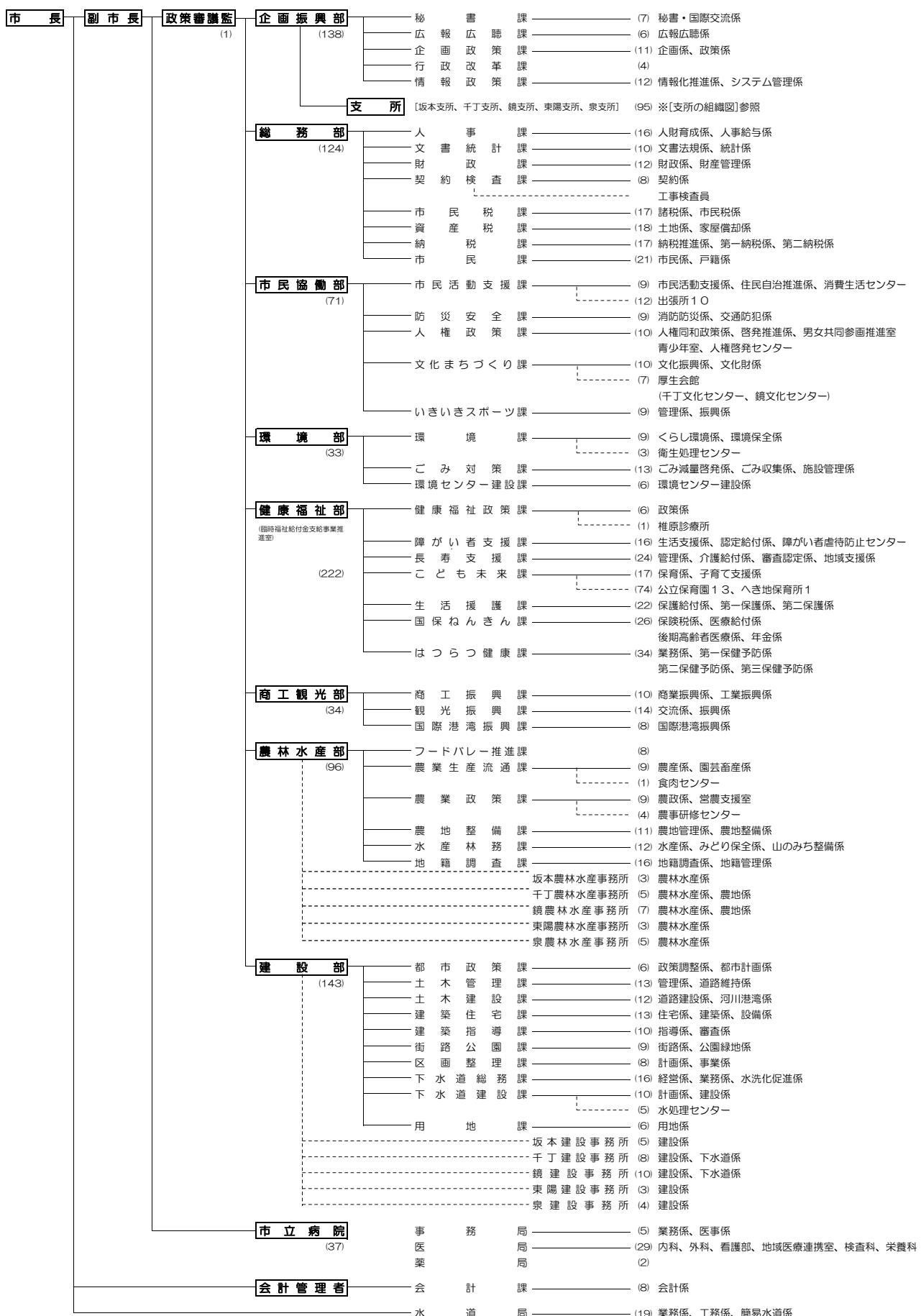
第9部 その他地域の自立促進に関し必要な事項

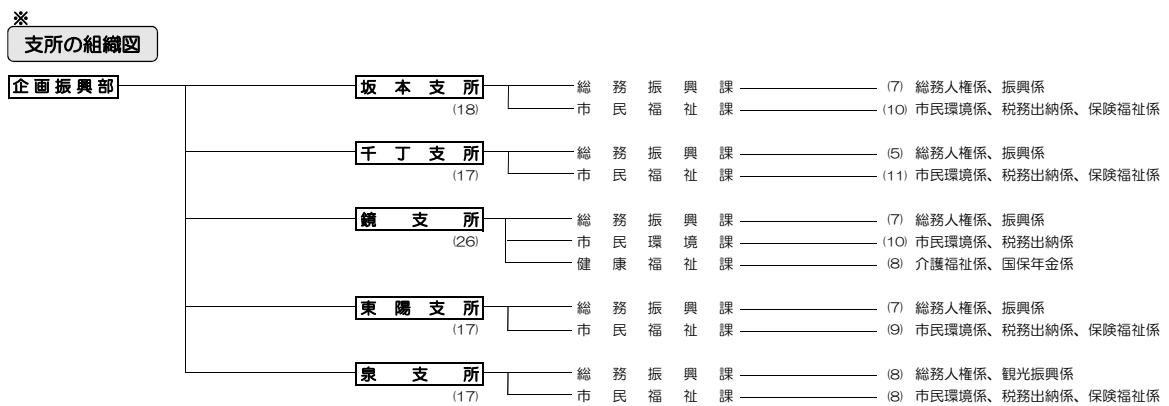
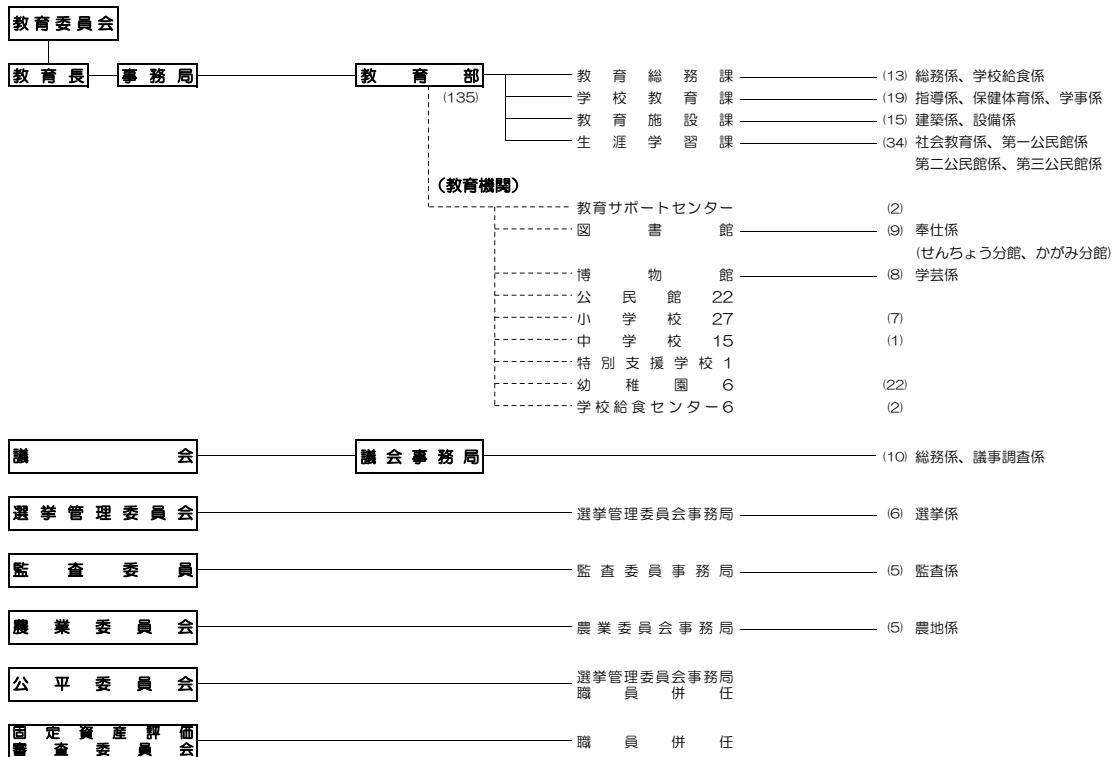
3 行政機構

9 部 71 課 10 事務所 170 係 1,087人 (条例定数1,329人)

平成26年4月1日現在

() 内は人数





【支 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
坂 本 支 所	八代市坂本町坂本 4228 番地 12	0965-45-2211
千 丁 支 所	八代市千丁町新牟田 1502 番地 1	0965-46-1101
鏡 支 所	八代市鏡町内田 453 番地 1	0965-52-1111
東 陽 支 所	八代市東陽町南 1105 番地 1	0965-65-2111
泉 支 所	八代市泉町柿迫 3131 番地	0965-67-2111

【出 張 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
太 田 郷 出張所	八代市井上町 601 番地 1	0965-32-4995
八 千 把 出張所	八代市上野町 1193 番地 1	0965-32-2531
高 田 出張所	八代市本野町 505 番地	0965-32-2451
金 剛 出張所	八代市揚町 800 番地 2	0965-32-3981
郡 築 出張所	八代市郡築六番町 61 番地 2	0965-37-0328
宮 地 出張所	八代市宮地町 383 番地	0965-32-2511
昭 和 出張所	八代市昭和明徴町 730 番地 1	0965-37-2015
龍 峯 出張所	八代市興善寺町 1952 番地	0965-39-0001
日 奈 久 出張所	八代市日奈久塩南町甲 13 番地	0965-38-0614
二 見 出張所	八代市二見下大野町 2432 番地 1	0965-38-9222

4 職 員 構 成

(1) 職員定数

改 正 議 決 施 行 年 月 日	H17. 8. 1(専決) H17. 8. 1	H19. 3. 30(専決) H19. 4. 1	H20. 4. 21(専決) H20. 4. 1
総 計	1,329	1,329	1,329
市 長 事 務 部 局	1,096	1,081	1,077
議 会 事 務 局	10	10	10
選 管 委 事 務 局	7	7	7
農 業 委 事 務 局	8	8	8
監 査 委 事 務 局	7	7	7
教 育 委 員 会	184	199	199
公 平 委 事 務 局	1	1	1
水 道 企 業	16	16	20

5 報酬・給与

(1) 主要特別職報酬給料額推移(月額)

単位：(円)

職名	議決年月日	H17. 8. 1(専決)	H24. 3. 21
	適用年月日	H17. 8. 1	H24. 4. 1
議長		497,000	493,000
副議長		451,000	448,000
議員		423,000	420,000
市長		920,000	914,000
副市长		736,000	731,000
監査委員(識見常勤)		497,000	493,000
監査委員(識見非常勤)		105,000	105,000
監査委員(議会選出)		27,600	27,600
教育委員会委員長		64,900	64,900
委員		60,700	60,700
教育長		644,000	639,000
選挙管理委員会委員長		30,100	30,100
委員		26,900	26,900
補充員 (日額)		6,200	6,200
公平委員会委員長		18,900	18,900
委員		17,900	17,900
農業委員会会長		46,000	46,000
職務代理		39,500	39,500
委員		36,800	36,800
固定資産評価審査委員会委員 (日額)		8,400	8,400
適用	H18. 4. 1～H21. 3. 31までの特例 ・市長855,000円 ・副市长684,000円 ・監査委員(識見常勤)462,000円 ・教育長598,000円		

(2) 級別職員給料(月額)

(平成26年4月1日現在)

区分	職務の級	職員数(人)	給料(円)			摘要
			最高	最低	平均	
行政職	7級	36	460,404	435,300	443,972	政策審議監、部長、技監、総括審議員、議会事務局長、部次長、支所長、会計管理者、首席審議員、理事
	6級	83	422,600	402,100	416,555	部次長、支所長、会計管理者、首席審議員、理事、課長、部審議員、審議員、主幹
	5級	169	416,551	358,800	391,257	課長、部審議員、審議員、主幹、課長補佐、副主幹
	4級	213	400,692	324,600	360,036	課長補佐、副主幹、係長、主査、参事、副参事
	3級	412	342,700	222,900	297,257	係長、主査、副参事、主任、副主任
	2級	70	291,400	191,200	218,924	主任、技師
	1級	53	203,300	144,500	181,160	主任、技師
技能労務職	5級					主任技師
	4級	10	304,600	266,200	282,540	主任技師
	3級	2				技師、主任技師
	2級					技師
	1級					技師
医療職1	4級					院長、副院長、医局長
	3級	3	513,900	486,000	502,133	院長、副院長、医局長、部長
	2級	1				部長、副部長、医長、医師
	1級					医長、医師
医療職2	5級					薬局長
	4級					薬局長、副主幹、検査長、薬剤長、主査、参事、主任
	3級	2				検査長、薬剤長、主査、参事、主任
	2級	2				技師
	1級	1				技師
医療職3	5級	1				主幹、総看護師長
	4級	3	380,000	330,400	361,400	総看護師長、副主幹、看護師長、地域医療連携室長、主任看護師、主任
	3級	17	379,165	256,600	313,092	看護師長、地域医療連携室長、主任看護師、主任
	2級	3	254,800	180,500	211,200	技師
	1級					技師
合計		1,081			328,922	

(注1) 「合計」の平均は、技能労務職及び医療職を除く

(級号給分布表より)

(注2) 個人を特定できるものについては、記載していません。

(3) 初任給 (平成26年4月1日現在)

- 新制高校卒業 1級 5号給 (140,100円)
- 短期大学卒業 1級15号給 (152,800円)
- 新制大学卒業 1級25号給 (172,200円)

(4) ラスパイレス指数

年度別推移

年度	ラスパイレス指数	年度	ラスパイレス指数
H20	96.8	H23	97.8
H21	97.6	H24	105.8 (97.8)
H22	98.1	H25	105.1 (97.1)

※H24・25年度の()内の数値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(5) 職員手当

①管理職手当

支給対象職員の範囲	支給額
政策審議監、部長、技監、総括審議員、議会事務局長	月額 67,900円
部次長、支所長、会計管理者、首席審議員	月額 57,200円
理事、総括工事検査員、課長(ただし、給料の調整に関する規則(平成17年八代市規則第40号)の適用を受ける課長及び教育サポートセンター所長を除く。)、企画振興審議員、総務審議員、市民協働審議員、環境審議員、健康福祉審議員、商工観光審議員、農林水産審議員、建設審議員、教育審議員、図書館館長、博物館未来の森ミュージアム副館長、椎原診療所長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、市立病院事務長、議会事務局次長	月額 44,300円
市立病院の院長	月額 100,000円
市立病院の副院長及び医局長	月額 80,000円
市立病院の部長及び副部長	月額 70,000円
市立病院の薬局長	月額 44,300円

②期末勤勉手当

支給月	種別	市議会議員	常勤特別職	特定幹部職員	一般職	国公基準(一般職)
6月	期末手当	1.4カ月分	1.4カ月分	1.025カ月分	1.225カ月分	1.225カ月分
	勤勉手当	—	—	0.875	0.675	0.675
	計	1.4	1.4	1.9	1.9	1.9
12月	期末手当	1.55	1.55	1.175	1.375	1.375
	勤勉手当	—	—	0.875	0.675	0.675
	計	1.55	1.55	2.05	2.05	2.05
合計	期末手当	2.95	2.95	2.2	2.6	2.6
	勤勉手当	—	—	1.75	1.35	1.35
	計	2.95	2.95	3.95	3.95	3.95

(注) 平成23年4月1日より施行

③特殊勤務手当

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額
税務手当	市税の賦課又は調査のため個別訪問したとき。	1日 250円
	市税の徴収のため個別訪問したとき。	1日 300円
	動産の差押え又は差押物件の引揚げに直接従事したとき。	1日 300円
福祉業務手当	ケースワーカー、査察指導員又は面接員が生活保護法の規定に基づき、調査又は指導に直接従事したとき。	1日 250円
	関係法規に基づき、老人又は心身障害者の施設入所等のため外勤して面接又は調査(市長が困難であると認めるものに限る。)に直接従事したとき。	1日 200円
	行旅病人の救護又は収容に直接従事したとき。	1回 1,000円
	行旅死亡人の収容に直接従事したとき。	1回 2,000円
感染症防疫作業手当	感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症のうち市長が定めるものをいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いがある患者の救護等又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件等の処理作業に直接従事したとき。	1日 400円
特別作業手当	ごみ処理施設に勤務する職員がごみ収集作業又は塵芥処理作業に直接従事したとき。	1日 350円
	ごみ処理施設に勤務する職員	1日 100円
	犬、猫等の死体の処理作業に直接従事したとき。	1件 400円
	衛生処理センターに勤務する職員が破碎機、し渣除去装置等の清掃作業又はし渣の運搬作業に直接従事したとき。	1日 500円
	衛生処理センターに勤務する職員	1日 100円
	遺体の埋葬、火葬その他の必要な措置に直接従事したとき。	1日 800円
	食肉センターに勤務する職員	1月 3,500円
	人体に有害な薬品を使用して消毒作業に直接従事したとき。	1日 300円
	人体に危険な有害薬品を使用して化学分析業務に直接従事したとき。	1日 250円
	保健師、栄養士、看護師又は作業療法士が関係法規に基づき、訪問指導(市長が困難であると認めるものに限る。)に直接従事したとき。	1日 200円
訪問指導手当	公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の交渉業務のうち市長が困難であると認めるもので直接権利者と交渉に当たったとき。	1日 470円
公共土木施設災害応急作業等手当	市が管理する河川の堤防又は道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるものにおける巡回監視又は応急作業に直接従事したとき。	
	(ア)巡回監視に直接従事したとき。	1日 480円
	(イ)応急作業に直接従事したとき。	1日 730円

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額
下水道使用料徴収手当	下水道使用料又は下水道事業受益者負担金の徴収のため個別訪問したとき。	1日 300円
放射線取扱手当	市立病院に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師が放射線を直接人体に対して照射する作業に従事したとき。	1日 230円
夜間看護手当	市立病院に勤務する看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の勤務に従事したとき。 (1)その勤務時間が深夜の全部を含む勤務であるとき。 (2)その勤務時間が深夜の一部を含む勤務であるとき。 (ア)4時間以上 (イ)2時間以上4時間未満 (ウ)2時間未満	1回 4,000円 1回 3,300円 1回 2,900円 1回 2,000円
医師研究手当	診療所に勤務する医師がその業務に従事したとき。	1月 65,000円
簡易水道業務手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。 給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1日 300円 1件 210円
水道料金徴収手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。	1日 300円
停水手当	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1件 210円

6 旅 費

(1) 会議等出席費用弁償（議員のみ）

①支給範囲

- ア 議会の会議に出席したとき
- イ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員が所属委員会に出席したとき
- ウ 議長（副議長が地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行ったときは副議長）が常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席したとき

②支給額

- ア 自宅からの距離が10km未満の場合は日額3,300円
- イ 自宅からの距離が10km以上20km未満の場合は日額4,100円
- ウ 自宅からの距離が20km以上30km未満の場合は日額4,800円
- エ 自宅からの距離が30km以上の場合は日額5,500円

(2) 旅費

職名	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
市議会議員	円 37	円 3,000	円 14,800	円 3,000
市長	37	3,000	14,800	3,000
副市長・監査委員	37	2,700	13,100	2,700
教育長・教育委員	37	2,700	13,100	2,700
地方自治法第203条の特別職 (市議会議員・教育委員等除く)	37	2,700	13,100	2,700
一般職	6~7級の職務者 5級以下の職務者	37 37	2,500 2,200	2,500 2,200

①鉄道賃

- ア 運賃の等級を 2 階級に区分する場合は、上級の運賃
- イ 運賃の等級を設けない場合は、その乗車に要する運賃
- ウ 急行料金を徴する路線で運賃の等級を設けている場合は、その運賃と同一等級の急行料金、設けていない場合は、その乗車に要する急行料金とし、片道 100km 以上は特別急行料金、片道 50km 以上は普通急行料金を支給
- エ 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道 50km 以上のもの及び特別急行列車を運行する路線による旅行で片道 100km 以上のものに該当する場合に限り支給

②船賃

- ア 運賃の等級を 3 階級に区分する場合、地方自治法第 207 条による者及び一般職（以下、一般職という）は、下級、そのほかは中級の運賃
- イ 運賃の等級を 2 階級に区分する場合、一般職は下級、そのほかは上級の運賃
- ウ 運賃の等級を設けない場合は、その乗船に要する運賃
- エ 座席指定料金を徴する船舶を運行する行路の場合は、一般職等を除き座席指定料金を支給
- オ ア及びイで同一階級の運賃をさらに 2 以上に区分する船舶による旅行の場合は、同一階級内の最上級の運賃

③航空賃

航空旅行については、路程に応じ現に支払った旅客運賃を支給

④日当

熊本県内の旅行の場合における日当の額は、定額の 2 分の 1 に相当する額による。ただし、熊本県内の旅行の場合において、公用車を使用するときは、日当は支給しない

⑤宿泊料

旅行中の夜数に応じて、各区分による定額を上限として、その実費を支給する

⑥食卓料

水路及び航空旅行の夜数に応じて支給する

⑦外国旅行

外国旅行の旅費は、国家公務員の例を基準として市長が定める（ただし、「支度料」は支給しない）

⑧市内出張旅費

- ア 在勤地から目的地までの距離が 8km 以上の市内出張の場合は、1km 当り 37 円の車賃を支給。ただし、当該支給額がバス運賃の実費に満たない場合は、バス運賃を支給
- イ 船賃を要する市内出張は、アの車賃のほか、船賃の実費を支給
- ウ 職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときは、ア、イのほか条例に定める宿泊料（上掲）の 2 分の 1 に相当する額を支給する。ただし、五家荘地区に出張した場合の旅費については別に定める。

7 職員の退職・研修

(1) 職員の退職制度

早期退職希望者募集制度

目 的	職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図る。
対 象 者	退職すべき期日において年齢が 45 歳以上のもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 (1)非常勤職員 (2)臨時の任用職員又は任期を定めて任用されている職員 (3)定年に達したことにより年度末に退職することとなる職員 (4)懲戒処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
募 集 人 員	10 名
募 集 期 間	当該年度の 12 月 26 日まで
退職すべき日	年度末の間で市長が定める日
優遇措置	①退職時年齢が 45 歳以上 59 歳 6 か月未満で、かつ勤続年数が 20 年以上 25 年未満の職員には、退職手当は条例第 5 条を適用する。 ②退職時年齢が 45 歳以上 59 歳 6 か月未満で、かつ勤続年数が 25 年以上の職員には、退職手当は条例第 6 条を適用する。（別記 1 参照）

(別記1) 八代市職員退職手当支給条例に基づく支給率

退職事項 期間区分	第4条（普通退職）		第5条（長期勤務の退職等）		第6条（長期勤務の定年退職等）		第6条の3		第7条		第7条の5	
	第1項	第2項	第1項	第2項	第1項	第2項	勤定 年 期 限 前 退 職 者 上 以 上	最高限度額	最高限度額	最高限度額	最高限度額	最高限度額
傷自己病・都合公務外勤災害	一項以外の自己都合	一項未満	年十未十五、年勧業未満、年二十以上二年勤続未満、勤続年以上十五年勤続二年定年	（病未十一年・勤続年以上二年勤続未満、死亡等を準用）	病未十一・勤続年以上二年勤続未満、死亡等	（病未十一年・勤続年以上二年勤続未満、死亡等を准用）	用外通死勤災害傷病一項・	勤定年期限前退職者以上	勤定年期限前退職者以上	勤定年期限前退職者以上	勤定年期限前退職者以上	勤定年期限前退職者以上
1年未満												
1年以下												
2年以下												
3年以下												
1年以上												
10年以下			月額×100/100×年数	月額×100/100×年数×60/100	月額×125/100×年数	月額×150/100×年数	(月額+月額×(定年一年齢×0.03))×150/100×年数					
11年以下			月額×110/100×年数	月額×110/100×年数×80/100	月額×137.5/100×年数	月額×165/100×年数	(月額+月額×(定年一年齢×0.03))×165/100×年数					
15年以下												
11年以下												
25年以下												
16年以下												
19年以下												
16年以下												
20年以下												
16年以下												
24年以下												
21年以下												
25年以下												
26年以下												
30年以下												
26年以下												
34年以下												
31年以上			月額×120/100×年数									
35年以上												
最高限度額												

(2) 職員研修制度

実 施 平成 25 年度

目 的 市民全体の奉仕者としてふさわしい品位と識見を備えた能率的な職員を養成し、市行政の円滑な運営に資することを目的とする。

研修内容 職員が現在ついている職又は将来つくことが予想される職の遂行に必要な知識、技能、態度等を内容とする。

◎研修の種類及び対象職員

	研 修 名	対 象 者
階層別	新規採用職員研修	新規採用職員
	中級 1 部研修	採用後 5 年目の職員
	主任研修	主任昇任者
	新任係長研修	係長職昇任者
	新任課長研修	課長職昇任者
	五家荘自然塾研修	各部所属管理者及び係長職昇任合格者
派遣	市町村職員中央研修所	実務担当者
	全国市町村国際文化研修所	実務担当者
	自治大学校派遣研修	推薦する職員
	国・県等派遣研修	推薦する職員
	国土交通大学校派遣研修	推薦する職員
	全国建設研修センター派遣研修	実務担当者
	熊本県市町村職員研修協議会研修	希望する職員
特別	職場内研修担当者研修	各職場内研修担当職員
	人事考課研修	管理監督職
	メンタルヘルス研修（セルフケア）	希望する職員
	接遇・ビジネスマナー研修	希望する職員
	庶務事務研修	希望する職員
	財務事務研修	希望する職員
	女性キャリアデザイン研修	主任級の女性職員
	法制執務研修（基礎編）	希望する職員
	財政制度基礎講座	希望する職員
	ハラスメント防止研修	管理監督職
	人権同和問題研修	主任級の職員
	男女共同参画研修	希望する職員
	接遇研修	希望する職員
自己啓発	メンタルヘルス研修（ラインケア）	係長職以上の職員
	あいさつ特別講演	職場内研修担当者、希望する職員
自己啓発	通信教育講座助成	希望する職員

8 行財政改革

(1) 八代市の行財政改革

①八代市行財政改革推進本部

設 置	平成 17 年 10 月 7 日
目 的	社会経済情勢の変化に対応し、効率的かつ効果的な市政の実現を推進するため、八代市行財政改革推進本部を置く。
所掌事務	行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。 行政組織機構の簡素化及び効率化に関すること。 事務事業の簡素化及び効率化に関すること。 その他行財政改革に係る重要な事項に関すること。
組 織	本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。 本部員は、教育長、代表監査委員、政策審議監、部長、議会事務局長及び本部長が指名した職員
幹 事 会	行財政改革大綱原案の策定、行財政改革の進行管理を行うため、本部の下部組織として幹事会を置く。幹事会は幹事長、副幹事長及び幹事で構成。
専門部会	所掌事務に係る専門の事項を調査研究させるため、必要に応じて専門部会を置く。
②八代市行財政改革推進委員会	
設 置	平成 17 年 12 月 26 日（第 2 期：平成 22 年 4 月 23 日）
目 的	社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、八代市行財政改革推進委員会を置く。
所掌事務	市長の諮問に応じて本市の行財政改革に関する重要な事項を審議し、その結果を市長に答申する。また、行財政改革に係る実施計画、実施状況等について適宜報告を受けるとともに、必要に応じて八代市行財政改革推進本部に対し提言又は助言を行う。
組 織	委員は 10 人以内とし、市政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(2) 行財政改革の取り組み

①第一次八代市行財政改革

基本方針	「行政経営」と「市民協働」を取り入れた市民のための行財政改革（市政改革）を進め、『市民が合併してよかったですと実感できるまちづくりを実現するための効率的かつ効果的な市政運営』を目指す。
取組事項	164 項目（行政経営：136 項目・市民協働：28 項目）
達成項目	99 項目
目標額	38 億円（計画期間累積）※歳出の見直しとして
取組成果	約 93 億円（計画期間累積）※歳入確保・歳出削減合わせて
計画期間	平成 18 年 11 月から平成 23 年 3 月まで

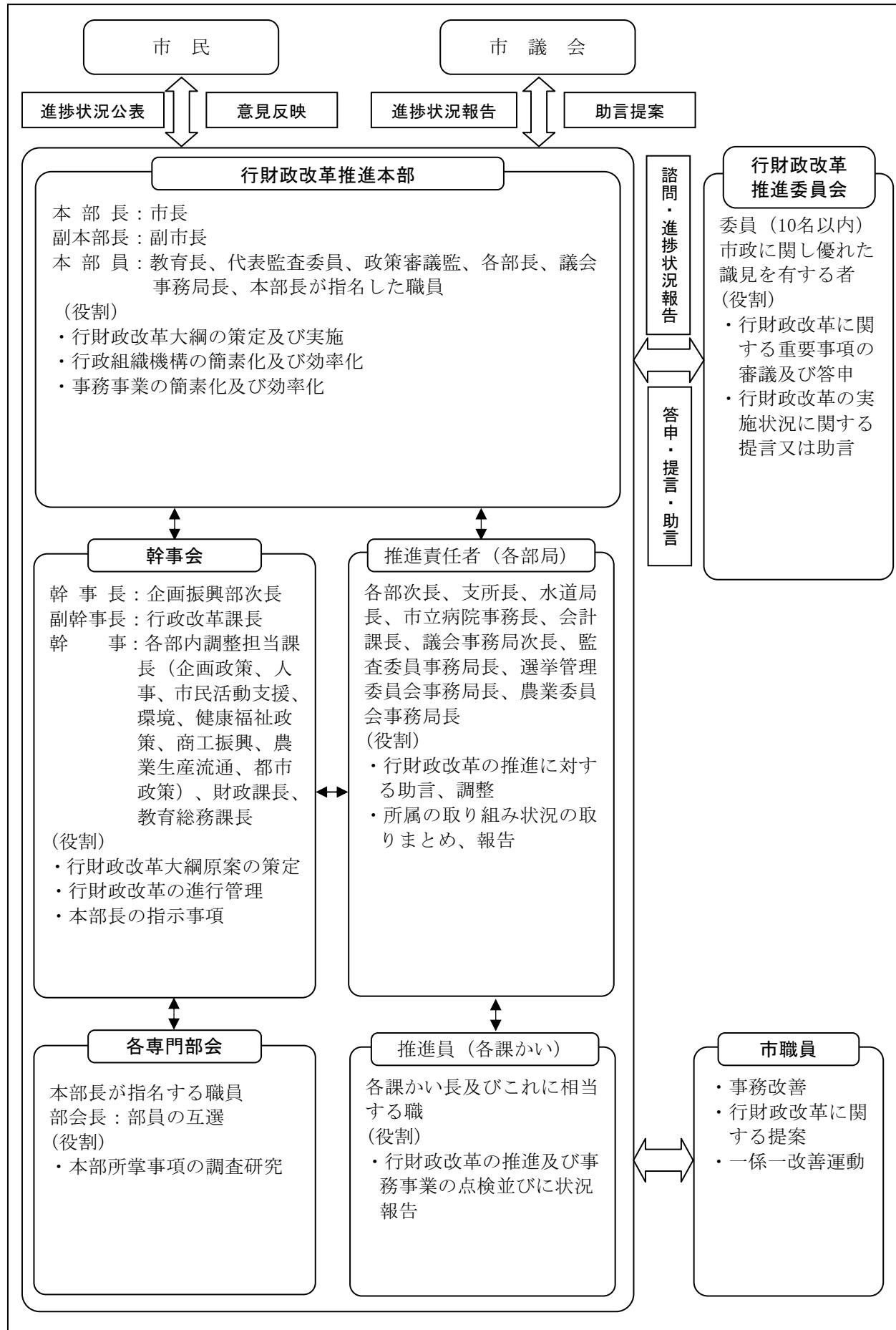
②第二次八代市行財政改革

基本方針	「市民と市が一緒につくるまちを目指して『一歩前へ』」 これまでの経費節減・人員削減などの「量的改革」は、継続しながら、今後は、限りある行政資源をいかに効率的に活用するかという「質的改革」に重点を置き、また、市民の目線を取り入れた改革を積極的に進める。
取組事項	186 項目 ・行政運営力の向上 ー 行財政運営の改革ー ・組織力の向上 ー 組織人財の改革ー ・地域力の向上 ー 市民協働の推進ー
目標額	約 13 億円 ※歳入増加・歳出削減合わせて
計画期間	平成 23 年 4 月から平成 28 年 3 月まで

◆平成 24 年度の進捗状況

平成 24 年度においては、全 186 項目の取組事項のうち 176 項目について取組を実施する計画としていたが、計画どおり実施できた項目が 165 項目（計画より進んだ 6 項目を含む）、計画どおり実施できなかった項目が 11 項目であった。

八代市行財政改革推進体制



(3) 本市の特徴的な取組

○民営化等推進事業（八代市版市場化テスト）

経緯	・第一次行財政改革実施計画において、民間の視点や創意工夫を活用するなどして民営化等を効果的に進めるための方策の検討・導入を盛り込む。また、第二次行財政改革実施計画においては、施設管理から事務事業への範囲の拡大を盛り込む。
理念的内 容	・関係各課で民営化等を検討するに当たり、受け皿となる民間事業者が現に存在するのか、個々有している技術的課題に対応できるのか、採算の上から市民サービスに変動が生じる恐れはないのか、など不安材料が示されており解決策を講じる必要がある。 ・受け手となる民間の参入意欲や参入に当たっての課題等を把握する必要がある。
	民間でできるものは民間に委ねる改革の実施 民営化・指定管理者制度・業務委託等を活用し、行財政改革を推進する。 民営化等を計画的に進め行財政の効率化を図ると共に、民営化等へ移行後も円滑な市民サービスの提供が確保できるよう、事前に受け皿となる民間事業者の参入意欲や創意工夫を把握（民営化等推進調査）し、その結果も踏まえながら民営化等に当たっての方針を決定し、その具現化を図るもの

◆民営化事例

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ・養護老人ホーム「氷川寮」（入所定員 50 人） | 平成 21 年 4 月 1 日民営化 |
| ・救護施設「千草寮」（入所定員 50 人） | 平成 21 年 4 月 1 日民営化 |
| ・養護老人ホーム「保寿寮」（入所定員 50 人） | 平成 26 年 4 月 1 日民営化 |

○行政評価

行政評価の目的

市行政内部及び市民の視点で市の事務事業を評価・見直しを行い、八代市総合計画に基づく総合的かつ計画的な行政運営に資するとともに、成果を重視した効果的かつ効率的な行政運営を推進し、市政に関する透明性の向上や職員の行政運営に関する意識を改革することにより市民サービスの向上を図る。

評価主体

行政評価は、「内部評価」と「外部評価」と「最終評価」の段階で評価する。

内部評価………各所属で、自らその所管する事務事業について、妥当性、有効性、効率性の視点から今後の方向性を含めて評価を行う。

外部評価………行政評価の客観性と信頼性を確保するという観点から、内部評価による「事務事業の自己評価」の考え方等について、第三者の視点で検証を行う。

外部評価委員の意見を参考にして選定した事務事業について、外部評価委員会（10 人以内）が 2 班に分かれて、班ごとに外部評価を実施する。

最終評価………行財政改革推進本部において、外部評価により評価された事務事業について、その評価結果を踏まえた最終的な評価及び対応方針の決定を行う。

評価対象事務事業

平成 25 年度から全事務事業（ただし、一般事務経費及び給与経費を除く）を対象とする。

評価の区分

事務事業の必要性や実施内容などを検討し、次の区分で評価を行う。

- ・不要、廃止等
- ・民間による実施
- ・次に掲げるいずれかの条件を付した上で市の実施
 - ア 民間委託の拡大及び市民等との協働化等
 - イ 要改善
 - ウ 現行どおり
 - エ 規模拡充

評価結果の公表

評価結果は、市ホームページ等で公表する。

評価結果の活用

評価結果は、総合計画の進行管理、予算への反映、決算審査資料その他の行政資料の作成などに活用するように努める。

(参考) 平成 22 年度・23 年度に実施した市民事業仕分け、平成 24 年度・25 年度に実施した外部評価による評価結果・市の対応方針

評価の区分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	評価 結果	市の対 応方針	評価 結果	市の対 応方針	評価 結果	市の対 応方針	評価 結果	市の対 応方針
不要(廃止)	4	1	6	4	1	0	0	0
民間実施	0	0	0	0	0	0	0	0
市(民間委託拡大・市民協働化)(注)	14	9	5	2	0	0	2	2
市(要改善)	43	52	42	47	16	16	5	5
市(現行どおり)	10	9	15	15	1	2	5	5
市(規模拡充)	4	4	7	7	0	0	6	6

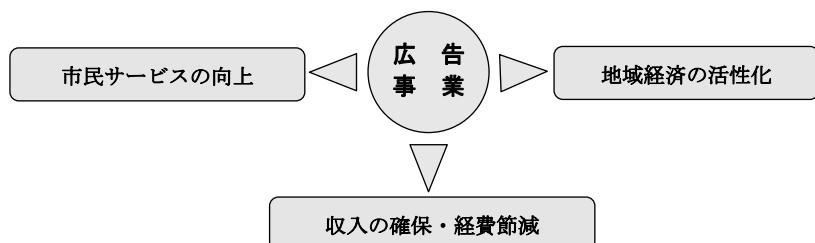
備考 評価対象事務事業は、22 年度・23 年度は 75 事業。24・25 年度は 18 事業。

注：平成 22 年度の評価区分は、「市(市民協働等)」

(4) 広告事業

○広告事業とは

市が所有する有形・無形のさまざまな資産を、民間企業等の広告掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、市の新たな財源の確保及び事業経費を削減し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る事業。



○実績

ア 平成 21 年度(新規分)

・市民課窓口案内表示ディスプレイでの広告放映料

イ 平成 24 年度(新規分)

・広告入り庁舎等案内図

(検討中)

ア 各種封筒、ポスター、ちらし、パンフレットなどの印刷物

イ 庁舎・各種公共施設内の壁面、公用車など

ウ ネーミングライツ(総合体育館、厚生会館、ハーモニーホール等)

(5) 入札監視委員会

導入概要 入札監視委員会は平成 12 年に公布された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律とその法律に基づく適正化指針に設置・運営するよう定められている。八代市では平成 15 年 6 月 19 日入札監視委員会設置要綱を定め、第 1 回の委員会を平成 15 年 8 月 18 日に開催し、以後毎年開催している。

組織構成 学識経験者等による第三者で構成。

- ①委員数 5名（技術分野1名・法律分野1名・経済分野3名）

- ②委員の任期 2年

- ③委員会の回数 年4回程度

目的

入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の促進及び不正行為の排除の徹底を図る。また、公共工事に対する市民の信頼を確保し、建設業の健全な発展につなげる。

役割

- ①市が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況について報告を受けるとともに、指名又は選定の理由及び経緯等について審議を行う。
そして必要に応じ、意見の具申を行う。市はこの意見を入札及び契約手続の適正化に反映する。

②指名競争入札において指名されなかった者及び随意契約において選定されなかった者が、市に対する苦情申立ての回答に不服のある場合、二次苦情の申立てに係る審議を行い、意見の具申を行う。

平成 25 年度 審議対象発注工事一覧表（契約方式別）

入札契約方式	件数
総契約件数 ((1)+(2)+(3))	429
(1) 一般競争入札	41
(2) 指名競争入札 (①~⑨)	381
①1億5000万円以上	0
②1億円以上1億5000万円未満	0
③5000万円以上1億円未満	0
④3000万円以上5000万円未満	0
⑤1000万円以上3000万円未満	101
⑥500万円以上1000万円未満	104
⑦300万円以上500万円未満	86
⑧130万円以上300万円未満	88
⑨130万円未満	2
(3) 隨意契約	7

(抽出対象期間: H25年1月1日～H25年12月31日)

9 市町村合併

(1) 八代地域の市町村合併の概要

○八代地域の市町村会議協議会

- ・平成 14 年 9 月 1 日 法定協議会設置
・平成 17 年 7 月 31 日 法定協議会解散

○合併後の総人口 136,886人

○合併後の総人口 130,000人
○合併後の総面積 680.24 km²

○合併後の總 ○合併方式

○新市の名称

◎新市の古物
◎合併目

○合併地域図

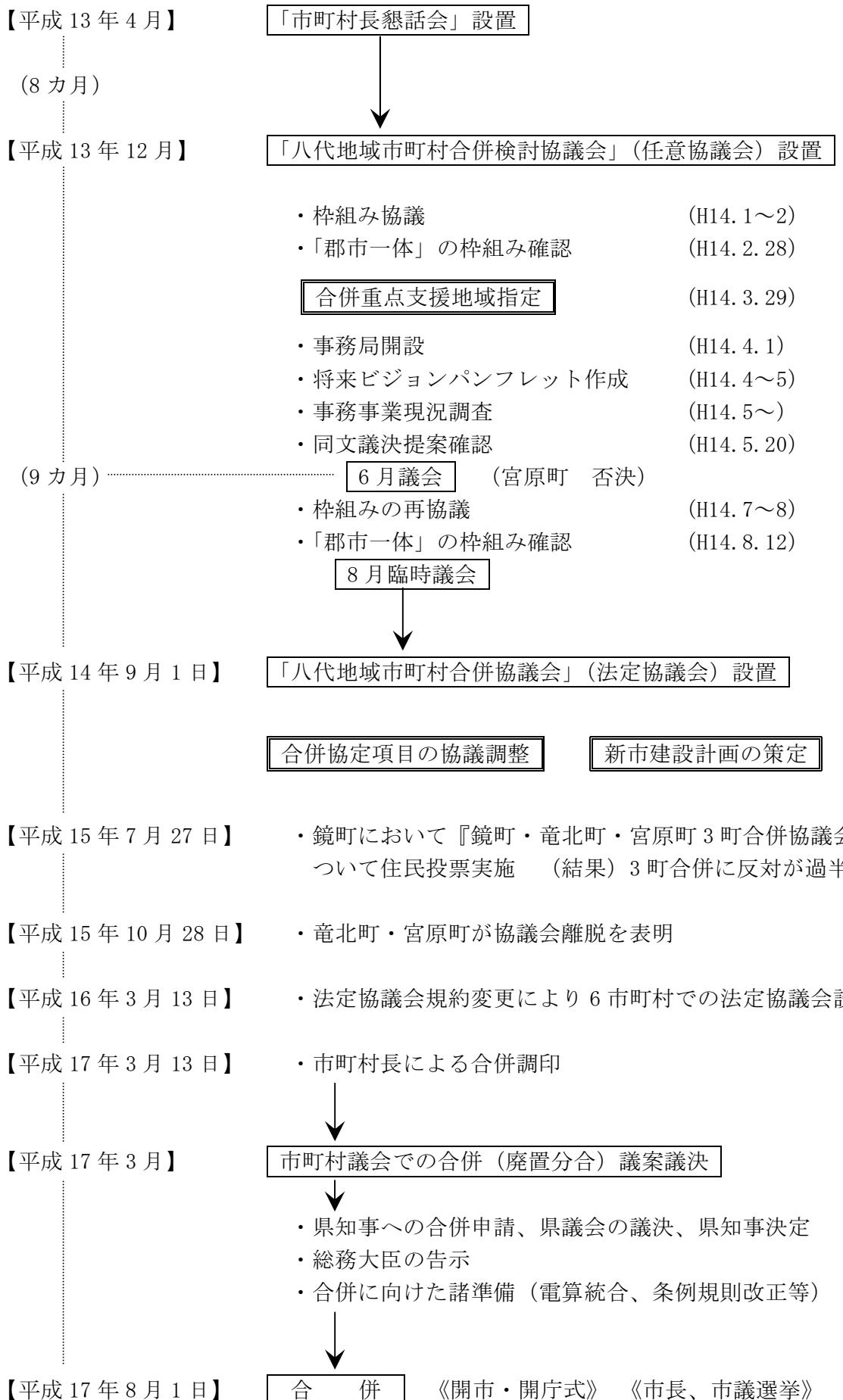
◎ 目录地圖

旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)
八代市	103,976	146.85
坂本村	5,208	162.82
千丁町	6,896	11.18
鏡町	15,681	28.24
東陽村	2,659	64.56
泉村	2,466	266.59

(※平成17年国勢調査による)



(2) 八代地域市町村合併までの経緯



(3) 地域審議会

設置目的	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の6市町村の区域ごとに設置する。
設置期間	平成17年8月1日～平成28年3月31日
事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> ○市長の諮問に応じて審議・答申する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画の変更に関する事項 ・新市建設計画の進捗状況に関する事項 ・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項 ・地域振興のための基金の活用に関する事項 ・その他、市長が必要と認める事項 ○地域審議会から市長に意見を述べる事項 <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画の執行状況に関する事項 ・住民自治に関する事項 ・情報提供に関する事項 ・その他、審議会が必要と認める事項
組織	委員は25人以内とし、設置区域に住所を有する者

審議会名	設置区域	委員数 (うち公募委員数)	担当課等
八代地域審議会	旧八代市	12(2)人	本庁企画戦略部企画政策課
坂本地域審議会	旧坂本村	10(0)人	坂本支所総務振興課
千丁地域審議会	旧千丁町	10(0)人	千丁支所総務振興課
鏡地域審議会	旧鏡町	11(1)人	鏡支所総務振興課
東陽地域審議会	旧東陽村	10(0)人	東陽支所総務振興課
泉地域審議会	旧泉村	10(0)人	泉支所総務振興課

※表中の委員数は、第5期（平成25・26年度）を示す。

※第2期より委員数見直し(12人以内)及び委員の公募(2人以内)を行った。

答申	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治によるまちづくりの推進について（平成19年1月26日答申） ○八代市総合計画基本構想について（平成19年3月19日答申）
----	--

(4) 地域振興施設

①振興センターいづみ（八代市泉町柿迫3188-2）（※指定管理者制度導入・H19年度～）
事業費 606,194千円
整備年度 平成7～8年度
構造 鉄筋コンクリート造 3階建
敷地面積 1,410 m ²
建築面積 563.77 m ²
主な施設 1階 管理事務所、消費者モニタ室、横田診療所、八代市歯科診療所、倉庫 2階 農林研修室、特産品研修室、木工品試作室、パッケージデザイン室、図書閲覧室、八代市つどいの広場、八代市商工会泉支所 3階 研修ホール

②振興センター五家荘（八代市泉町椎原 148、旧泉第七小学校）

整備年度 昭和 54 年度
構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積 1,781 m²
建築面積 718 m²
主な施設 1 階 事務所、会議室、健康増進室、調理室
2 階 体育館

10 公共交通

(1) 八代市乗合タクシー運行事業（坂本地域、東陽地域、泉地域）

目的 坂本地域、東陽地域、泉地域における市民の公共交通を確保し、日常生活の利便性の確保を促進するため。

施行年月日 平成 22 年 10 月 1 日～（平成 26 年 4 月 1 日～運行内容変更（※）あり）

事業内容 ○坂本地域

『百済来・坂本線』定期運行 月～金曜日 各 5 往復運行

『百済来・坂本線』予約運行 土・日・祝祭日 各 3 往復運行

『渋利・坂本線』予約運行 火・木 各 1 往復運行

『中津道・坂本線（上鎌瀬経由）』予約運行 月・水・金曜日

各 1 往復運行

『鮎帰・坂本線』定期運行 月～金曜日 各 4 往復運行

『鮎帰・坂本線』予約運行 土・日・祝祭日 各 3 往復運行

『鮎帰・坂本線（日光・辻・登俣経由）』予約運行 月・木曜日

各 1 往復運行

『深水・坂本線（板ノ平・木々子経由）』予約運行 水・金曜日

各 1 往復運行

『深水・八代線（袈裟堂経由）』予約運行 火曜日 各 1 往復運行

○東陽、泉地域

『河俣・種山線』定期運行 月～金曜日 各 4 往復運行

『河俣・種山線』予約運行 土・日・祝祭日 各 3 往復運行

『河俣・種山線（座連・美生経由）』予約運行 月・水曜日

各 1 往復運行

『小浦・種山線』予約運行 火・金曜日 各 1 往復運行

『落合・種山線』予約運行 每日 各 3 往復運行

『岩奥・落合線』予約運行 月～土曜日 往路 2 便、復路 4 便

『古園・落合線』予約運行 月～土曜日 往路 2 便、復路 3 便

事業費 平成 25 年度：22,832 千円

（※）乗合タクシー利用者の利便性向上ため、平成 26 年 4 月 1 日から運行内容を変更。

・運行時刻の変更

11 情報管理

(1) 八代市情報公開条例

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目的	市民の知る権利を尊重し、本市保有の公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加促進及び公正で民主的な市政の推進を目的とする。
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会
公開内容	原則公開。ただし、法令又は条例の定めにより公開することができないと認められる情報、個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利益を害するおそれがあるものなどは非公開とする。
公開請求のできる者	何人も
費用負担	①閲覧手数料は無料 ②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚 10 円）

公開実績（平成 25 年度）

（件）

実施機関	全部公開	部分公開	非公開
総務部	2	1	0
市民協働部	3	11	0
環境部	2	1	0
健康福祉部	1	3	0
商工観光部	0	3	0
農林水産部	0	5	0
建設部	13	14	0
教育委員会	0	0	0
市立病院	0	2	0
水道局	2	0	0
農業委員会	0	0	1
合計	23	40	1

(2) 八代市個人情報保護条例

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目的	個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市保有の個人情報の開示、訂正、消去及び利用等中止を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを目的とする。
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会

【実施機関が個人情報を取り扱うときのルール】

- ①収集の制限 実施機関が個人情報を収集するときは、事務の目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で収集しなければならない。

- ②利用及び提供の制限 実施機関は、法令に定めがある場合又は本人の同意がある場合など、一定の場合を除き、収集の目的の範囲を超えて、個人情報を内部で利用し、又は外部へ提供してはならない。
- ③適正管理 実施機関は、保有する個人情報を正確で最新のものとし、漏えい、滅失など必要な措置を講じ、適正に管理しなければならない。
- ④事務の届出 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始し、若しくは変更しようとするとき、又は廃止したときは、届出書を作成し、市長に届け出なければならない。

【開示、訂正、消去及び利用等中止】

- ①開示請求 実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。
原則開示とするが、法令又は条例の定めにより開示することができないと認められる情報、請求者以外の個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利害を害するおそれがあるものなどは不開示とする。
- ②訂正請求 開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときは、その訂正を請求することができる。
- ③消去請求 個人情報が「収集の制限」に反して収集されたときは、その消去を請求することができる。
- ④利用等中止請求
これらの請求
のできる者
費用負担
請求内容
実施機関
件数
- 個人情報が「利用及び提供の制限」に反して利用され、又は提供されているときは、その中止を請求することができる。
実施機関に自己に関する個人情報が保有されている者
- ①閲覧手数料は無料
②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚10円）

開示実績（平成25年度）

請求内容	処理状況	実施機関	件数
開示請求	全部開示	—	0
	部分開示	総務部	2
		健康福祉部	2
	不開示	総務部	4

12 広報広聴

(1) 広報やつしろ

創 刊	平成 17 年 8 月 15 日
掲 載 事 項	①予算並びに条例等で特に必要と認められる事項及びその解説 ②市民に周知徹底させるべき事項 ③その他市長が掲載することを適當と認めた事項
サ イ ズ 及 び	A4 版 (1 日号 32 ページ)
ペ ー ジ 数	
発 行 回 数	月 1 回 年間 12 回
発 行 部 数	1 回につき 48,850 部
配 布 先	市内全世帯・関係官公庁・報道機関など（無料）
配 布 方 法	市政協力員・シルバー人材センターを通じて（一部郵送あり）
広 報 関 係 器 材	カメラ 6 台・ストロボ 3 台・広報紙編集用 D T P 機材

(2) 市長への手紙

事 業 目 的	市民の意見や要望などを個別に受け付ける窓口を設け、市民の声に耳を傾け建設的な提言をまちづくりに活かすことで、行政への市民参画を促進する。
事 業 期 間	平成 14 年 6 月 1 日～
事 業 概 要	専用の提言用紙と封筒（料金差出人払い）を市の公共施設に設置し、郵便やファクスなどで提言をいただく。市長をはじめ関係部署で供覧し、必要に応じて市長が提言者へ回答する。
平成 25 年度実績	受付数 114 件、提言数 119 件
平成 24 年度実績	受付数 124 件、提言数 139 件
平成 23 年度実績	受付数 85 件、提言数 104 件
平成 22 年度実績	受付数 61 件、提言数 87 件
平成 21 年度実績	受付数 44 件、提言数 77 件

(3) まちづくり出前講座

事 業 目 的	市民団体等が主催する集会等に 101 の講座メニューの中から市民の要望に応じて市職員を講師として派遣し、市政の現状や方向性を説明し、市民の市政に関する理解を深めるとともにまちづくりに対する意識啓発を図り、市民参加のまちづくりの推進を図る。
事 業 実 施	平成 15 年 9 月 1 日～
対 象 者	市内在住・在勤の市民、自治会、企業、学校、各種団体など概ね 10 人以上の団体やグループ
実 施 日 時	原則として平日の午前 9 時から午後 9 時までの間（土・日・祝日は担当課が対応できる場合に実施）
事 業 内 容	市民団体等メニューの中から講座を選んでもらい、申し込む。担当する課が指定された日時に出向いて、講座の内容に関する状況の説明を行う。
平成 25 年度実績	受付件数 157 件
平成 24 年度実績	受付件数 199 件
平成 23 年度実績	受付件数 133 件
平成 22 年度実績	受付件数 94 件
平成 21 年度実績	受付件数 79 件

(4) エフエムやつしろ

開局期日	平成9年10月1日
開設目的	地域に密着した情報を提供することで、当該地域の振興、その他公共の福祉の増進に寄与する。
会社名	株エフエムやつしろ（愛称：かっぽFM）
資本金	8,600万円（うち市出資額800万円）
職員構成	常勤役員1名 職員数（正社員）6名 放送スタッフ30名
出力	20W
可聴エリア	八代市（90%以上）、氷川町、宇城市・熊本市、上天草市・天草市の一部等
放送委託料	3,831千円／年間
市政番組放送	月～金曜日の午前10時～10分間 (なお、放送局が、自発的に無償で午後2時50分から10分間再放送を実施中)

(5) 八代市ホームページ

開設経緯	八代市から市内外への地域情報発信として、インターネットに市のホームページを平成10年2月23日に開設し、合併後も継続。 平成22年3月1日リニューアル。
アドレス	http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/
Eメールアドレス	info@city.yatsushiro.lg.jp
経費	30,000円/月
掲載項目	・市長の部屋 　・市議会 　・気象情報 　・トピックス ・リンク集 　・分類別メニュー 　・イベント、募集など ・広告 　・資料室 　・やつしろの話題

(6) 地域密着型ポータル&ソーシャルネットワーキングサイトごろっとやっちろ

開設経緯	市民が自由に情報を発信、交換できるサイトとして地域密着型ポータルサイトの運営を平成15年4月から開始し、自治体として初めてSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を平成16年12月に導入し、合併後も継続
アドレス	http://www.gorotto.com
Eメールアドレス	garappa@gorotto.com
経費	30,000円/月
掲載項目	・かせするカレンダー 　・まちのわだい 　・お知らせ 　・掲示板 ・なんでん相談室 　・なんでんリンク・回覧板 　・日記

(7) 八代市ケーブルテレビ

事業目的	地域情報化を推進することにより難視聴地域の解消と地域間の情報格差を是正し、市の産業経済及び教育文化の向上を図り、市民の福祉の増進に資する。
事業内容	・生産、消費、流通及び地域に関する情報の提供 ・放送局のテレビジョン放送の再送信 ・放送衛星及び通信衛星からの放送の提供 ・非常災害及び緊急時の通報及び連絡 ・教育及び文化に関する情報の提供 ・官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達 ・加入者相互の通信及び通話業務の提供 ・その他必要又は有益と認められる情報の伝達及び提供

使	用	料	ケーブルテレビ	一般世帯	1,500 円
				事 業 所	2,000 円
			インターネット	一般世帯	2,500 円
				事 業 所	4,000 円

①八代市ケーブルテレビ坂本センター（八代市坂本町田上 2006）

開	局	期	日	平成 17 年 4 月 1 日	（一部開局）
				平成 18 年 4 月 1 日	（全面開局）
対	象	区	域	坂本町の全域	
総	事	業	費	873,558 千円	
財	源	内	訳	国庫補助 76,840 千円、県支出金 13,622 千円 地方債 552,900 千円、一般財源 230,196 千円	
加	入	者	数	1,735 (平成 26 年 3 月末現在・ケーブルテレビ 1,735 世帯 インターネット 470 世帯)	

②八代市ケーブルテレビ東陽センター（八代市東陽町南 1058-1）

開	局	期	日	平成 16 年 4 月 1 日	
対	象	区	域	東陽町の全域	
総	事	業	費	570,544 千円	
財	源	内	訳	国庫補助 190,181 千円、地方債 380,300 千円 一般財源 63 千円	
加	入	者	数	767 (平成 26 年 3 月末現在・ケーブルテレビ 767 世帯 インターネット 322 世帯)	

③八代市ケーブルテレビ泉センター（八代市泉町柿迫 3131）

開	局	期	日	平成 17 年 4 月 1 日	
対	象	区	域	泉町の全域	
総	事	業	費	856,231 千円	
財	源	内	訳	国庫補助 95,101 千円、地方債 713,300 千円、 一般財源 47,830 千円	
加	入	者	数	789 (平成 26 年 3 月末現在・ケーブルテレビ 789 世帯 インターネット 225 世帯)	

13 市民相談等

(1) 市民相談室

平成 25 年度 相談項目別実績

	相談員	相談日	開催数 (回)	相談件数 (件)
行政 よろず 相 談	行政 相 談 委 員	毎月第 2・4 月曜 9:00～12:00	20	17
人 権 ・ 心 配 ご と 相 談	人 権 擁 護 委 員	毎月第 1 金曜 10:00～15:00	11	5
司 法 書 士 法 律 相 談	司 法 書 士	毎月第 2 月曜 10:00～12:00	12	82
労 働 相 談	社会保険労務士	毎月第 2 水曜 10:00～12:00	12	4
建 築 相 談	八代建築設計監理協会	毎月第 2 木曜 13:00～15:00	12	5
税 務 相 談	税 理 士	毎月第 3 水曜 10:00～12:00	12	18
行 政 手 続 相 談	行 政 書 士	1. 3. 5. 7. 9. 11 月 の第 3 水曜 13:00～15:00	6	5
身 体 障 が い 者 相 談	身体障害者福祉協議会	毎月第 3 木曜 10:00～15:00	12	2
成 年 後 見 制 度 相 談	司 法 書 士	毎月第 3 金曜 10:00～12:00	11	5
社 会 保 険 労 務 相 談	社会保険労務士	毎月第 4 金曜 10:00～12:00	12	3
弁 護 士 法 律 相 談	弁 護 士	毎月第 2・4 金曜 10:00～16:00	24	213
消 費 生 活 相 談	消費生活相談員	月・火・水・金曜 9:00～17:00 木曜 9:00～19:00	244	840
婦 人 ・ 児 童 の 悩 み ご と 相 談 ※	婦 人 相 談 員 家庭児童相談員	月曜～金曜 8:30～17:00	244	697
母 子 自 立 支 援 相 談	母 子 自 立 支 援 員	月曜～金曜 8:30～17:00	244	132
市 民 生 活 相 談	市 嘱 託 相 談 員	月曜～金曜 9:00～15:45	244	501
入 管 問 題 相 談	行 政 書 士	2. 4. 6. 8. 10. 12 月 の第 4 水曜 13:30～15:30	6	10

※婦人相談=601 件 家庭児童相談=96 件 (相談世帯数ではなく相談対象児童数)

(2) 消費生活センター

名 称	八代市消費生活センター
住 所	八代市松江城町 1-25 (八代市役所本庁舎 1 階) 電話 0965-33-4162
目 的	消費者の利益を守り、市民の生活の安定と向上を図るため、悪質商法や振り込め詐欺相談及び多重債務相談などへの迅速な対応と、消費生活知識の普及や情報提供を行う。
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する相談及び苦情の処理 ・消費者啓発のための講演会、講座等の開催 ・消費生活に関する情報収集及び提供

消費生活専門相談員による相談日及び相談時間

月曜・火曜・水曜・金曜日…9:00～17:00 木曜日…9:00～19:00

相 談 件 数 840 件 (平成 25 年度)

14 國際交流

(1) 友好都市

中華人民共和国広西壮族自治区北海市（平成 8 年 3 月 5 日締結）

① 北海市の概要

位 置	中国南端にある広西壮族自治区南部沿海のトンキン湾の東北岸、南流江の河口 (香港の西方約 500 km)
氣 候	亜熱帯海洋性気候 平均気温 22°C、平均年間降雨量 1,670 mm
人 口	約 162 万人（2010 年） 大多数が漢民族だが壮族、回族、苗族等の少数民族も居住。
主要産業	電子部品、食品、医薬品、花火爆竹、真珠装身具、貝殻彫刻等の製造業。 特に、真珠は有名な「南珠」の養殖地帯となっている。
特 色	1984 年には中国に 14 ある沿海開放都市の 1 つに指定され、年々経済発展を遂げている。中国でも有数の白砂が 24 km も続くシルバービーチには、夏になると国内外から多くの海水浴客が訪れるなど観光資源も豊富。 2010 年 11 月には、中華人民共和国国务院の認可により、北海市が「国家歴史文化名城」に指定されている。

② 交流事業

平成 21 年度	1) 北海市獅子舞代表団受入れ 2) 八代市ジュニア友好派遣団派遣 3) 北海市医療代表団受入れ
平成 22 年度	1) 北海市新聞報道関係友好代表団受入れ 2) 八代市渡り鳥及び生息地保全交流団派遣
平成 23 年度	1) 八代経済ミッショング派遣 2) 北海市経済代表団受入れ 3) 北海中華文化促進会代表団受入れ 4) 北海市新聞報道代表団受入れ
平成 24 年度	1) 「広西国際友好都市交流大会」に伴う南寧市・北海市への派遣
平成 25 年度	1) 八代市ジュニア友好派遣団派遣

(2) 異文化交流講座（世界料理教室）

趣 旨 市内に在住する外国人を料理講師に招き、市民を対象とした世界料理教室を開催することにより、外国の家庭料理づくりを通して異文化に親しむ機会を提供し、国際的な相互理解を深める。

また、国際交流ボランティア登録者などの参加を募り、登録者と在留外国人との交流を促進する。

対 象 市民（市内に在住する外国人も含む）
(定員 40 名)

期 日 平成 25 年 10 月

場 所 八代市保健センター

受 講 料 800 円

実 績	平成 21 年度	受講生 : 32 人 (H22. 1. 17)	ルワンダ料理)
	平成 22 年度	受講生 : 39 人 (H22. 7. 25)	モンゴル料理)
	"	受講生 : 35 人 (H23. 1. 30)	南アフリカ料理)
	平成 23 年度	受講生 : 34 人 (H23. 11. 27)	メキシコ料理)
	"	受講生 : 39 人 (H23. 7. 3)	中国料理)
	平成 24 年度	受講生 : 38 人 (H24. 7. 1)	中国東北料理)
	"	受講生 : 35 人 (H23. 11. 18)	アメリカ料理)
	平成 25 年度	受講生 : 36 人 (H25. 10. 27)	ウズベキスタン料理)

(3) おしえて青年海外協力隊

趣 旨	県内在住の青年海外協力隊経験者を講師として市内小中学校に招くことによって、開発途上国に対する子どもたちの興味を喚起し、国際理解を深めるとともに、自己実現や生きがいを感じ、学校でのキャリア教育にも寄与する。
期 日	平成 25 年度内
場 所	市内小中学校
実 績	平成 22 年度 参加者：460 名 (八千把小学校) 平成 23 年度 参加者：290 名 (泉中学校、昭和小学校、河俣小学校、松高小学校、宮地小学校) 平成 24 年度 参加者：1,064 名 (八代市適応指導教室、龍峯小学校、宮地小学校、第一中学校、泉第二小学校、高田小学校) 平成 25 年度 参加者：340 名 (二見小学校、植柳小学校、泉第二小学校、高田小学校、八代小学校、高田小学校)

(4) 日系研修員事業

趣 旨	地方自治体及びその所管の地域が持つノウハウを活かし、日系人への技術協力を通じて国づくりに貢献するために JICA と共同で実施する事業であり、ブラジルから日系人 2 名を研修員として受け入れ、本市がもつ保育分野での技術を移転することで、日系社会の発展に貢献するとともに、市民との交流を通じて本市の国際化を推進する。
実 績	平成 19 年度 1) 期 間 平成 19 年 9 月 7 日～12 月 7 日 2) 事業内容 八代市及び八代市医師会立病院等での研修 平成 21 年度 1) 期 間 平成 21 年 6 月 9 日～8 月 4 日 2) 事業内容 八代市及び八代ひかり保育園等での研修

(5) 八代市国際交流事業補助金

設置目的 八代市における国際交流の促進を図るため、組織的かつ継続的に国際交流を行う民間団体で市内に活動拠点を有し、本市の国際交流の促進に寄与すると認められるものに対して補助金を交付する。

補助概要 ①市内滞在 30 日以上で、その日数の 2 分の 1 以上が語学研修事業、教育・学術・芸術及び文化交流事業、スポーツ交流事業、農林・水産・商工業等の経済交流事業並びにその他特に市長が認める事業に費やされる国際交流招聘事業
②公募によって構成された団体でなく、かつ、滞在日数の 2 分の 1 以上が語学研修事業、教育・学術・芸術及び文化交流事業、スポーツ交流事業、農林・水産・商工業等の経済交流事業並びにその他特に市長が認める事業に費やされ、かつ、交流の内容、日程等が具体的に定められ、相手方の対応が文書で確認できる国際交流派遣事業

前記①及び②の事業のうち、友好交流締結都市との国際交流事業に対しては、50 万円を限度として、補助対象経費の 3 分の 1 又は 1 人につき 10 万円のいずれか低い額を交付する。また、その他の都市との国際交流事業に対しては、30 万円を限度として、補助対象経費の 5 分の 1 又は 1 人につき 10 万円のいずれか低い額を交付する。ただし、補助額が 5 万円以上のものに限り補助金交付の対象とし、補助金の額に 1 万円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。

実績	平成 22 年度	交付申請なし
	平成 23 年度	交付申請なし
	平成 24 年度	交付申請なし
	平成 25 年度	交付申請なし

15 表彰

(1) 名誉市民

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（条例制定）
目的	社会文化の興隆に功績があった者に対し、その功績と栄誉を称え、もって市民の社会文化の興隆に資するため。
資格	本市に居住する者若しくは本市に縁故の深い者で、学術、技芸、産業及び公共の福祉の増進等広く文化の興隆に貢献し、又は地方自治の進展の功労者として、その功績が顕著で市民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認められるもの。
推挙の方法	市長が市議会に諮って推挙
待遇及び特典	<ul style="list-style-type: none"> ①市の公の式典への参列 ②市の施設の利用に対する便宜の供与 ③死亡したときは、相当の礼をもってする弔意の表明 ④その他市長が必要と認める特典

(2) 市民栄誉賞表彰

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（規程制定）
趣旨	広く市民に敬愛され、希望と活力を与えることに顕著な功績のあった者。
表彰の対象者	本市に住所を有する者又は本市に関係の深い者で、スポーツ、文化等の分野で輝かしい活躍をし、その栄誉をたたえ表彰することが適當と認められるもの。
表彰の決定	会長は市長、委員は副市長、教育長及び部長をもって八代市市民栄誉賞審議会を組織し決定する。
表彰の方法	表彰状及び記念品を授与し、表彰に当たっては、金一封を添えることができる。

(3) 有功者表彰

施行年月日	平成 18 年 3 月 29 日（規程制定）
表彰の基準	<ul style="list-style-type: none"> ①教育、学術、文化若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者 ②特別職の職員として同一職に満 16 年以上在職した者 ③公益のため本市に 1,000 万円以上の私財を寄附した者 ④その他市政の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者 <p>そのほか、有功者表彰を受けた者であって、その後の功績が特に顕著であると認めるものを特別有功者として表彰するものとする。</p>
表彰及び特典	<ul style="list-style-type: none"> ①表彰は表彰状に記念品を添え贈呈 ②市が行う公の式典への参列 ③死亡の際における哀悼の意の表明

16 開発（港湾・干拓・土地開発）

(1) 港湾

(単位：千円)

年度	直轄事業	補助事業	統合事業	高潮対策	起債事業	臨海工業地 用造成事業	環境整備業 事務	その他	事業費		財源内訳
									国	県	
H6	2,485,400	1,053,000	0	150,000	735,000	60,000	3,030,000	0	7,513,400	2,601,700	4,904,200
H7	2,349,000	926,000	0	171,600	489,000	100,000	3,648,000	0	7,683,600	2,635,300	5,039,720
H8	2,099,400	730,000	75,000	150,000	445,000	50,000	3,400,000	0	6,949,400	2,364,700	4,564,700
H9	2,150,500	900,000	75,000	150,000	380,000	0	3,578,028	0	7,233,528	2,519,757	4,693,771
H10	2,000,200	900,000	42,000	170,000	1,065,000	0	4,256,000	0	8,433,200	2,613,100	5,804,600
H11	1,597,000	750,000	30,000	224,000	787,000	0	1,700,000	0	5,088,000	1,833,780	3,238,020
H12	1,598,125	601,750	180,000	120,000	70,000	48,000	100,000	0	2,717,875	1,378,600	1,303,275
H13	1,201,329	282,000	178,500	70,000	82,000	0	0	0	1,813,829	953,926	826,653
H14	1,091,830	30,000	369,000	0	0	0	600,000	0	2,090,830	975,583	1,053,747
H15	965,520	152,500	156,000	3,000	0	0	1,000,000	0	2,277,020	976,558	1,274,312
H16	800,000	123,000	96,000	33,100	0	0	500,000	0	1,552,100	675,050	859,395
H17	800,000	180,000	60,000	0	0	0	786,960	0	1,826,960	746,740	1,070,220
H18	742,090	180,000	165,000	0	0	0	380,000	0	1,467,090	696,208	687,778
H19	796,560	180,000	120,000	0	0	0	499,000	0	1,595,560	760,999	691,955
H20	1,586,969	630,000	210,000	0	0	120,000	660,000	0	3,206,969	1,514,388	1,403,012
H21	3,451,000	202,000	1,104,000	0	0	100,000	1,185,000	148,000	6,190,000	2,994,800	2,878,750
H22	1,035,857	87,000	232,800	0	0	100,000	0	0	1,455,657	732,062	574,826
H23	1,798,000	234,702	218,000	0	0	0	0	0	2,250,702	1,282,325	742,661
H24	1,764,390	1,945,900	380,000						50,000	4,140,290	2,202,413
H25	1,713,000	941,540	109,500			10,000			12,691	2,786,731	1,489,208

※その他は海岸老朽化対策事業

(資料 県港湾課)

八代港の海上出入貨物の推移

(単位 : トン)

暦年	総計			外貿			内貿		
	輸移出	輸移入	計	輸出	輸入	計	移出	移入	計
H13	255,830	4,414,312	4,670,142	62,647	1,531,753	1,594,400	193,183	2,882,559	3,075,742
H14	167,403	3,925,080	4,092,483	74,140	1,561,852	1,635,992	93,263	2,363,228	2,456,491
H15	190,765	3,664,097	3,854,862	77,002	1,387,110	1,464,112	113,763	2,276,987	2,390,750
H16	198,845	4,286,044	4,484,889	91,273	1,632,591	1,723,864	107,572	2,653,453	2,761,025
H17	230,260	4,242,631	4,472,891	112,137	1,577,207	1,689,344	118,123	2,665,424	2,783,547
H18	234,406	3,951,031	4,185,437	90,676	1,417,771	1,508,447	143,730	2,533,260	2,676,990
H19	300,999	4,210,574	4,511,573	86,068	1,575,499	1,661,567	214,931	2,635,075	2,850,006
H20	281,408	4,210,601	4,492,009	109,942	1,716,351	1,826,293	171,466	2,494,250	2,665,716
H21	321,241	3,596,398	3,917,639	118,845	1,555,381	1,674,226	202,396	2,041,017	2,243,413
H22	326,047	3,843,003	4,169,050	98,374	1,542,041	1,640,415	227,673	2,300,962	2,528,635
H23	279,649	3,967,439	4,247,088	58,007	1,590,569	1,648,576	221,642	2,376,870	2,598,512
H24	301,211	3,938,424	4,239,635	123,709	1,531,877	1,655,586	177,502	2,406,547	2,548,049
H25	327,990	3,643,386	3,971,376	166,305	1,449,400	1,615,705	161,685	2,193,986	2,355,671

(資料 熊本県八代港管理事務所)

公共岸壁数

外港 : 5,000 トン岸壁 2 バース、10,000 トン岸壁 1 バース、15,000 トン岸壁 4 バース、
30,000 トン岸壁 2 バース、55,000 トン岸壁 1 バース

内港 : 2,000 トン岸壁 8 バース、5,000 トン岸壁 (フェリー用 1 バース)
5,000 トン岸壁 2 バース、700 トン岸壁 9 バース 他

八代港の沿革

年号	概要
明治 5 年	蛇籠港に -1.5m 物揚場完成 近代的な港湾の始まり
明治 23 年	日本セメント八代工場の立地 (専用物揚場 -2m) により本格的な港湾へ
昭和 32 年	内港物揚場完成 港湾機能の移管
昭和 33 年	外港地区岸壁工事着手
昭和 34 年	6 月 1 日 ; 重要港湾指定 (港湾法)
昭和 37 年	出入国港指定
昭和 39 年	新産業都市指定 (不知火・有明・大牟田地区) 蛇籠港より内港へ定期旅客船発着場移転
昭和 40 年	外港地区岸壁完成 (-7.5m, -9m)
昭和 41 年	4 月 1 日 ; 貿易港指定 (関税法)
昭和 42 年	木材指定港 (植物防疫法)
昭和 45 年	植物防疫法による指定
昭和 48 年	外港地区岸壁完成 (-10m)
昭和 57 年	港湾計画改訂 (外港地区 -12m 計画)
平成 4 年	外港地区岸壁 (-12m) 1 バース目完成
平成 6 年	4 月 1 日 ; 外国産食糧 (麦) の輸入指定港
平成 7 年	港湾計画改訂 (大島地区岸壁 -14m 計画等)

年号	概要
平成 10 年	外港地区岸壁（-12m）2 バース目完成 外国産食糧（米穀）の輸入指定港
平成 11 年	コンテナ国際定期航路開設 岸壁（-10m）4 バース目
平成 12 年	「穀物のわら及び飼料用の乾草」における動物検疫指定港
平成 16 年	コンテナ取扱い 5 万 TEU 達成（1月 24 日）
平成 17 年	港湾計画改訂（外港地区岸壁 -14m 計画等）
平成 18 年	コンテナ国際航路中国延伸（興亜海運、高麗海運）
平成 19 年	-14m 岸壁新規着工決定 コンテナ取扱い 10 万 TEU 達成（9月 11 日） 国際コンテナ定期航路協調配船スタート（11月 23 日）
平成 20 年	小口混載貨物サービススタート（5月 16 日）
平成 21 年	国内コンテナ定期航路就航（4月 25 日） 重要港湾指定 50 周年（6月 1 日） コンテナ国際航路就航 10 周年
平成 22 年	重点港湾選定（8月 3 日）

海事官公庁

- ①国 長崎税関八代税關支署（昭和 38 年開所）、門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所（昭和 45 年開所）、熊本海上保安部八代分室（昭和 36 年開所）〔いずれも八代港合同庁舎（昭和 48 年 3 月竣工）に入居〕、国土交通省九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所八代港事務所
- ②県 八代港管理事務所

主要取扱貨物

（単位：トン）

暦年	出入区分	1位		2位		3位	
		品目	数量	品目	数量	品目	数量
H21	輸出	金属くず	92,013	米	8,612	紙・パルプ	4,321
	輸入	木材チップ	463,704	とうもろこし	339,279	石炭	277,356
	移出	化学薬品	51,849	砂利・砂	49,258	鋼材	48,332
	移入	石油製品	840,724	セメント	641,385	重油	219,735
H22	輸出	金属くず	47,389	紙・パルプ	14,866	鋼材	14,778
	輸入	木材チップ	455,085	とうもろこし	339,295	石炭	272,897
	移出	鋼材	61,600	砂利・砂	48,899	化学薬品	47,982
	移入	石油製品	836,852	セメント	691,378	重油	230,133
H23	輸出	金属くず	29,360	鋼材	6,583	染料・塗料・合成樹脂・その他化学工業品	4,662
	輸入	木材チップ	458,621	石炭	313,098	とうもろこし	280,878
	移出	砂利・砂	65,975	鋼材	52,066	化学薬品	48,620
	移入	石油製品	821,934	セメント	704,642	砂利・砂	312,498
H24	輸出	原木	410,066	金属くず	38,580	鋼材	19,802
	輸入	木材チップ	474,060	石炭	296,545	とうもろこし	279,348
	移出	鋼材	49,105	砂利・砂	47,949	化学薬品	33,320
	移入	石油製品	756,204	セメント	731,606	砂利・砂	390,348
H25	輸出	金属くず	102,131	鋼材	17,808	原木	13,371
	輸入	木材チップ	470,177	とうもろこし	325,318	石炭	252,312
	移出	鋼材	48,022	砂利・砂	28,665	化学薬品	25,699
	移入	セメント	823,991	石油製品	716,415	重油	166,846

（資料 熊本県港湾課 八代港年報）

(2) 干拓事業

○藩政時代（歴史上明らかたるもの）

元号（西暦）	八代地域	千丁地域	場所	面積	面積	面積	面積	鏡地所
慶長1年(1607年)	海士江新地 松崎新地 明歴古閑(八千把) 寛文古閑(八千把) 高小原新地	13.12 34.49 39.91 48.00 121.27	新牟田開 外牟田開 淨信寺墾田	89.39 95.00 20.00～30.00				
寛永1年(1655年)			下村新開 鏡村御開	11.80 31.00				
明暦1年(1668年)								
寛文4年(1691年)	宝永古閑(金剛) 北岡開 宝歴古閑							
延宝4年(1707年)			十町開	12.32				
元禄11年(1718年)								
享保10年(1725年)			鏡村沖御開	30.70				
宝曆13年(1733年)								
宝曆14年(1753年)			北村御開	16.90				
宝曆15年(1764年)	揚新地(金剛) 敷川内新地 山城(松高)	98.00 (面積不詳)						
宝曆16年(1778年)	安永古閑(八千把)	132.00 (面積不詳)						
寛政9年(1789年)	築添新地 寛政古閑(八千把)	16.25 (面積不詳)	手永開	41.00				
寛政4年(1794年)								
寛政5年(1800年)			新牟田十町開 北村開 高田手永開	14.67 25.06 41.00				
寛政6年(1801年)								
寛政10年(1805年)			百町開	101.50				
寛政11年(1806年)								
文化1年(1809年)	添築新地(金剛) 三江湖添築(植柳)	83.30 88.48 23.80	八町開 三町開 七町開 四百町新地	9.99 3.81 8.02 228.56				
文化2年(1810年)								
文化3年(1811年)								
文化4年(1812年)								
文化10年(1817年)	高島新地(松高)	206.20						
文政2年(1819年)								
文政4年(1821年)								
天保8年(1837年)	高下差植鳴新地(金剛)	17.80						
天保11年(1840年)	八千把二ノ丸	47.50						
天保13年(1841年)	葭牟田(金剛)	105.00						
天保14年(1842年)	水島新地(金剛)	148.00						
天保14年(1843年)	築延新地(松高)	(面積不詳)						
弘化2年(1845年)	催合新地(金剛)	52.67						
弘化2年(1846年)	日奈久新地	34.68						
弘化2年(1847年)	岩崎新地(日奈久)	2.15						
弘化4年(1849年)	小三洲新地(八千把)	6.57						
弘化4年(1850年)	沖洲新地(植柳)	41.73						
安政1年(1854年)	北原新地(金剛)	26.78						
安政1年(1855年)	蛇籠新地(植柳)	24.23						
安政2年(1856年)	北牟田新地(植柳)	14.30						
安政2年(1857年)	三江湖新地(金剛)	78.87						
慶応2年(1866年)	二ノ丸新地	86.47						
	八代新地	30.23						
	野嶺新地	183.00						

○明治以降

① 郡築新地（事業主体：八代郡）

沿革	明治29年 6月	八代郡と郡内町村長との会議において「新地築造の議」提唱
	〃 30年 2月	八代郡会でその調査費を決定し、直ちに測量に着手（日本勧業銀行より434,304円借入）
	〃 33年 7月	堤防及び潮止口地囲工事着手
	12月	松高村瓢箪廻に建設工事事務所落成
	〃 35年 5月	台風襲来の被害により工事続行・中止の2派ある中で古城氏が再び部長に任せられ、郡内の世論をまとめ、未完成工事についての設計を委託（日本勧業銀行より354,000円余借入）
	〃 36年	未完成工事部分の請負契約締結
	〃 37年2月9日	潮止工事完工
	〃 37年	入植開始（37年7戸、38年130戸、39年269戸、40年305戸）（人口1,332人）（以上はいずれもその年における在入植戸数）出身地別入植戸数（大正6年）339戸（八代郡173戸、芦北郡18戸、天草郡14戸、下益城郡61戸、宇土郡68戸、上益城郡1戸、飽託郡1戸、菊池郡2戸、熊本市1戸）
	明治42年	熊本県令をもって郡築村と命名

築造面積 1,046.7ha

堤防延長 5,692m

築造費 83万円

② 明治新田（事業主体：民間共同（坂田貞、岡本徳馬、村津三郎、南種知、松本岩三郎））

沿革	明治29年 4月	堤防築造工事起工
	〃 32年	完工

築造面積 258.8ha（うち耕地230ha）

築造費 210万円

入植者 10人、他は地元増反者

③ 県営南新地（事業主体：熊本県）

沿革	大正8年12月	工事請負契約締結
	〃 9年 3月	起工
	〃 11年12月	潮止口決壊
	〃 12年 3月	大鞘川筋堤防決壊
	〃 14年 6月	完工
	〃 15年 3月	197haの整地を終え、第1回目70戸入植
	昭和2年 5月	第2回目85戸入植

築造面積 570.45ha（この外、同時施工の北新地（文政村）687.2ha）

築造費 598万円（北新地施工分含む）

④ 金剛干拓（事業主体：国）

沿革	昭和18年 8月	農地開発営団により戦時中の食糧増産対策事業として工事着手
	〃 22年 9月	農地開発営団の閉鎖により農林省直轄事業として事業継続
	〃 32年 3月	開拓者168戸入植、地元増反187戸への土地配分も終わり、営農開拓開始
	〃 33年 3月	工事完工

築造面積 420ha（うち耕地315ha）

堤防延長 7,470m

築造費 6億7,136万円

土地配分 a 入植者168戸、268.8ha（1戸当たり1.6ha）、出身地別内訳〔熊本県141戸（八代市47、千丁町9、鏡町12、荒尾市1、宇土市7、玉名市3、菊池郡16、飽託郡6、下益城郡7、上益城郡4、天草郡14、球磨郡6、鹿本郡5、芦北郡4）、長野県20戸、鹿児島県7戸〕

b 地元増反187戸、46.2ha（1戸0.03～0.4ha）

- ⑤ 八代港干拓 (事業主体：国(工事は熊本県において代行))
- | | | |
|------------------|--|--|
| 沿革 | 昭和21年 | 農林省において農業用干拓地として事業計画策定 |
| | 〃 22年 4月 | 工事着手 (24年度までは事業所建設、資材購入、調査委託等で本格工事は25年度以降) |
| | 〃 40年10月 | 新産業都市の指定に伴い熊本県が工業用地として5億7,237万7,000円で買収 (面積255.02ha) |
| | 〃 40年 | 工事完了 |
| 建築面積 | 253.18ha | |
| 堤防延長 | 3,669.2m | |
| 工業用地造成事業 (熊本県施工) | | |
| 面積 | 216.6ha (工業用地178.2ha、道路用地15.8ha、緑地22.6ha) | |
| 同上工区別面積 | 第1工区70.2ha (埋立、分譲完了)、第2工区60.7ha (埋立、分譲完了)、第3工区85.7ha (埋立、分譲完了) | |
| 石油配分基地 | 14.92ha (昭和41年12月基地建設) | |
| 進出企業 | 8社 | |
- ⑥ 芦北干拓 (事業主体：国(営)(工事は熊本県が代行))
- | | | |
|------|-----------------------|---|
| 沿革 | 昭和22年 | 面積179.8ha (日奈久82.3、田浦17.0、湯浦11.9、津奈木30.0、袋21.6) の干拓を目的にして日奈久工区より着手 |
| | 〃 26年 | 堤防予定線に一部軟弱地盤等があるため、日奈久工区を縮小、津奈木工区の補助干拓事業、その他工区は竣工に計画変更 |
| | 〃 40年 | 基本工事完了 |
| | 〃 41年 | 県施行による付帯事業 (道路用排水路、その他) 完成 |
| | 〃 42年10月 | 土地配分終了、地元増反33戸、16.85ha (0.055ha～7戸、0.5ha～26戸)
非補助入植 (漁業補償) 60戸、8.4ha (1戸当たり0.14ha) |
| 建築面積 | 33.03ha (うち耕地25.25ha) | |
| 堤防延長 | 1,994m | |
| 建築費 | 2億7,236万円 | |
- ⑦ 日奈久地先埋立事業 (昭和55年～平成3年)
- | | | |
|--|---|--|
| 面積 | 23.76ha | |
| 用途 | 高規格道路用地、レクリエーション施設用地、都市機能用地、緑地、道路用地、護岸敷用地 | |
| 概算総事業費 40億8,300万円 (内総工事費26億円、漁業補償費1億7,000万円) | | |
- ⑧ 鏡地域
- | | | |
|---------------|-------|----------|
| 大正15年 (1926年) | 県営北新地 | 637.00ha |
|---------------|-------|----------|

(3) 八代市土地開発公社

- | | | | |
|------|--|----------|-----------|
| 設立 | 昭和49年3月30日 [従来の財団法人八代市開発公社 (昭和45年9月1日設立) を組織変更] | | |
| 目的 | 公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に資するため | | |
| 設立団体 | 八代市 | | |
| 資本財産 | 300万円 | | |
| 組織 | (任期2年) | 理事長 1人 | 副理事長 2人以内 |
| | | 理事 15人以内 | 監事 2人以内 |
| 業務 | ①次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
ア 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
ウ 公営企業の用に供する土地
エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 | | |

- オ 観光施設事業の用に供する土地
 ハ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
 ②住宅用地造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地造成事業を行うこと。
 ③前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
 ※ 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。
 ④前項①の土地の造成（一団の土地に係るものに限る）又は同項②の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
 ⑤国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

事業推移

①用地取得（買収）

(単位、面積：m²、金額：千円)

年度	事業区分	面 積	金 額	土地所在地	摘要
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	5,641.00	106,309	高下西町	
	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,158.08	199,807	大村町	
	田中町児童公園用地	1,017.00	21,826	田中町	
H3	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	380.76	45,177	大村町	
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	69.14	2,170	〃	
H6	中央線都市計画改良事業	102.47	68,434	本町1丁目	
	上片町墓園建設事業	2,208.12	43,264	上片町	
H8	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	34,994	本野町	
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	91,974	大手町2丁目	
H17	有佐駅西側宅地整備事業	7,499.27	136,363	鏡町 下有佐	鏡町土地開発公社より取得17区画

②土地造成

(単位、面積：m²、金額：千円)

年度	事業区分	面 積	金 額	工 期	摘要
S62	雇用促進住宅建設用地	9,172.00	38,100	S62. 3.15～S63.6.30	
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	7,341.90	39,346	H3. 3.19～H3.6.15	進入路用地含む
	日奈久地先埋立事業	237,593.54	4,030,158	S59. 2.16～H3.2.15	
H3	田中町児童公園用地	2,097.00	15,708	H3. 6.29～H3.9.20	墓地用地含む
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	8,300.00	24,298	H4.10.21～H5.2.10	
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	15,437	H9.1.6～H9.3.25	
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	17,858	H8.12.8～H9.3.24	

③用地処分(売却)

(単位、面積:m²、金額:千円)

年度	事業区分	面 積	金 額	処 分 先	摘 要
H2	麦島線道路用地	822.47	29,105	八代市	中北町 (S62年度取得分)
H3	麦島線道路用地	767.34	27,154	八代市	中北町 (S62年度取得分)
	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	6,083.90	164,476	八代市	高下西町
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,607.48	315,795	八代広域行政事務組合	大村町
	田中町児童公園用地	1,017.00	41,832	八代市	田中町
	日奈久地先埋立事業	7,660.07	222,142	建設省	日奈久平成町
H5	日奈久地先埋立事業	55,348.54	1,605,108	建設省	日奈久平成町
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	64,516	八代市	上片町 (S62年度取得分)
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	53,596	八代市	本野町
H9	日奈久地先埋立事業	7,245.00	215,325	八代市	日奈久平成町
	日奈久地先埋立事業	7,332.28	212,636	建設省	日奈久平成町
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	94,687	労働省	大手町2丁目
H17	有佐駅西側宅地整備事業	568.23	10,657	個人	2区画 所有権移転
H18	有佐駅西側宅地整備事業	862.84	15,676	個人	3区画 所有権移転
H19	有佐駅西側宅地整備事業	570.63	10,702	個人	2区画 所有権移転
	日奈久地先埋立事業	150,530.86	1,582,813	八代市	日奈久平成町 (清算譲渡)
H21	有佐駅西側宅地整備事業	898.90	16,465	個人	3区画 所有権移転
	中央線道路改良事業	102.47	79,964	八代市	本町1丁目 (清算譲渡)
H22	有佐駅西側宅地整備事業	569.27	10,498	個人	2区画 所有権移転
H23	有佐駅西側宅地整備事業	894.21	15,964	個人	3区画 所有権移転

17 広域行政

(1) 八代広域行政事務組合

①構成団体

八代市、氷川町（1市1町）

②共同処理事務

ア 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）
に関すること。

イ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）第2条の規定により市町村が処理することとされる事務のうち、次に掲げる事務

- a 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務
- b 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

③組織機構 67ページ参照

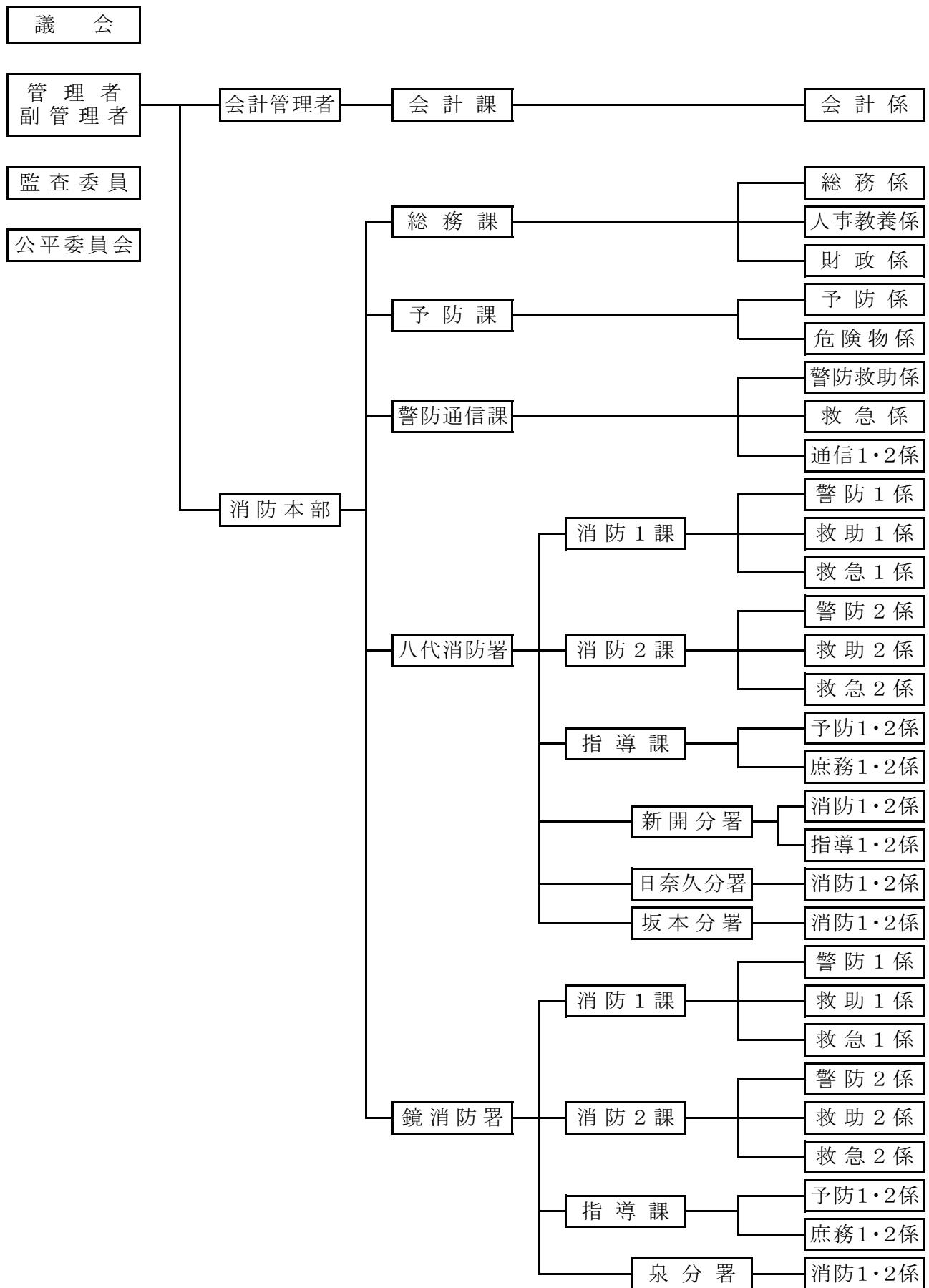
④議会の組織

議員定数 10人

選挙方法 関係市町議会において当該市町議会議員の中から選挙（八代市8人、氷川町2人）

任期 関係市町議会議員として在任する期間

【八代広域行政事務組合の機構図】



⑤執行機関の組織

ア 管理者及び副管理者

関係市町の長のうちから関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

その任期は、当該関係市町の長として在任する期間。

イ 会計管理者

管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。

ウ 監査委員

管理者が組合議会の同意を得て、組合議員のうちから1人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから1人、計2人を選任。

その任期は組合議員のうちから選任される者にあっては、組合議員の任期により、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とする。

⑥職員現数 消防職員 223人

⑦組織の概要 (H26.4.1現在)

消防本部 (153ページ参照)

⑧経費の負担割合

区分	第3条第1号に要する経費	第3条第2号に要する経費
1 経常経費	(1)地方交付税法第11条の規定により算定されたそれぞれの関係市町村の前年度の基準財政需要額のうち常備消防費に相当する額(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。)を基準として組合議会の議決を経て定める。 (2)石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については八代市が負担する。	関係市町村に熊本県からそれぞれ交付される熊本県権限移譲事務市町村交付金のうち、第3条第2号に掲げる事務に相当する額とする。
2 建設事業費	(1)組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。) (2)石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については八代市が負担する。	
3 その他	(1)1及び2に定めるもののほか必要なものについては、そのつど組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。) (2)石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については、八代市が負担する。	

平成26年度予算額（当初） 3,174,827千円

うち八代市負担分 2,229,346千円

(2) 氷川町及び八代市中学校組合

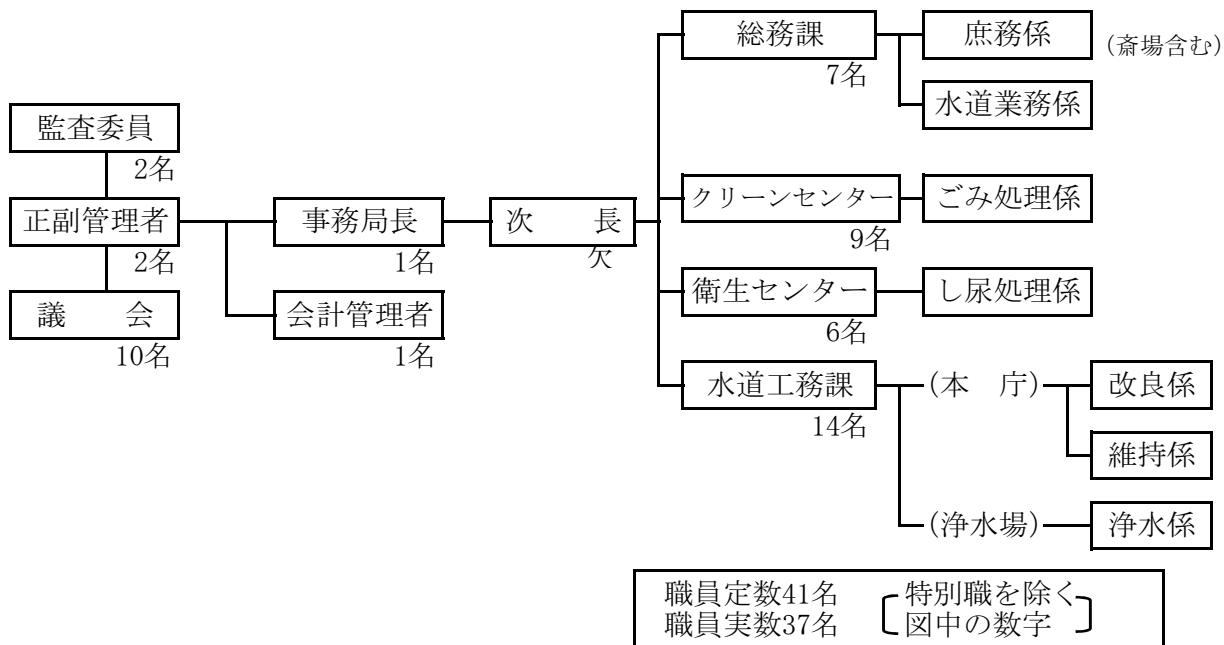
設立	昭和36年3月1日(鏡町の脱退に伴う名称等の規約変更は、昭和50年10月28日より施行)(市議会の議決は同年6月21日)
構成団体	八代市、氷川町
組合の事務	組合立氷川中学校を設置し、及び管理し並びにこれに関する教育事務(就学に関する事務を除く)を管理し、及び執行する。
議会の組織	議員定数 8人 選挙方法 関係市町の議会において、当該市町の議会の議員の中から選挙(八代市4人、氷川町4人)
執行機関の組織	管理者・副管理者 各1人置き、関係市町長の互選による選任、任期は2年 会計管理者 管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するもの。 監査委員 この中学校の所在する市町の知識経験監査委員(任期はその任期)及び組合議会の中から選任(任期は組合議員の任期)。
経費の負担割合	関係市町の生徒数(5月1日現在)をもって按分 生徒数 131人(八代市9人、氷川町122人) 学級数 6学級
職員数	28人(校長1人、教頭1人、教諭12人、養護教諭1人 栄養職員1人、事務職員2人、給食調理員3人 図書司書1人、生徒指導支援員1人、庶務手1人 講師2人、非常勤講師2人、特別支援教育支援員1人 心の教室相談員1人)
平成26年度予算額(当初)	66,796千円(うち八代市負担分4,589千円)

(3) 八代生活環境事務組合

構成団体	八代市、氷川町（1市1町）						
共同処理事務	上水道事業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用事業）に関する事務（八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。） じん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務（八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。） し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務（八代市にあっては、坂本町、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。） 火葬場の設置及び管理運営に関する事務（八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。）						
組織機構	組織図 71ページ参照						
議会の組織	議員定数 10人 選出方法 関係市町の議会において、当該市町の議員の中から選出 (八代市7人、氷川町3人)						
執行機関の組織	任期 關係市町の議会の議員として在任する期間 管理者及び副管理者 関係市町の長の互選により選出し、その任期は当該市町長として在任する期間。 会計管理者 管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。 監査委員 管理者が、組合の議会の同意を得て、組合議員の中から1人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者の中から1人を、それぞれ選任。 その任期は、組合議員の中から選任される者にあっては組合議員の任期により、識見を有する者の中から選任される者にあっては4年とする。						
職員現数	37人						
経費の負担割合	上水道事業 每年度組合の議会の議決を経て予算で定める。 (昭和63年度以降徴収していない。) じん芥処理 共通経費割 30% (八代市6分の4、氷川町6分の2) 国勢調査人口割 20% ごみ搬入量割 50% し尿処理費 共通経費割 20% (八代市7分の5、氷川町7分の2) 国勢調査人口割 30% し尿搬入量割 50% 火葬場 共通経費割 30% (八代市6分の4、氷川町6分の2) 国勢調査人口割 70%						
平成26年度一般会計予算額(当初)	618,238千円 うち、八代市負担分 363,027千円						
	<table><tr><td>じん芥</td><td>245,636千円</td></tr><tr><td>し尿</td><td>95,321千円</td></tr><tr><td>火葬場</td><td>22,070千円</td></tr></table>	じん芥	245,636千円	し尿	95,321千円	火葬場	22,070千円
じん芥	245,636千円						
し尿	95,321千円						
火葬場	22,070千円						

【八代生活環境事務組合行政組織図】

平成26年4月1日 現在



○八代生活環境事務組合上水道施設

事業開始年月日 事業創設認可 昭和43年11月25日 供用開始 昭和48年6月1日

地方公営企業法適用年月日 昭和44年4月1日 (全部適用)

現在給水人口 18,613人 (八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町)

同 戸 数 6,695戸 (同上)

普 及 率 74.28% (対給水区域内人口比) (同上)

施 設

水 源 地 氷川ダム 取水能力 (1日) 10,500m³ (八代生活環境事務組合全域)

導 水 管 調圧水槽～浄水場入口 : ϕ 700～ ϕ 600mm、DCIP管、総延長 L = 6,159m

椎屋浄水場 (八代市東陽町大字北)

着 水 井 ϕ 300電動バタフライ弁 (流量調整弁)

ϕ 300電動仕切り弁 (自動開閉弁)

薬品混和池 堅型フラッシュミキサー 0.75KW、40R/min、1基、12.3m³

フロック形成池 堅型フロキュレタ 0.4KW、9R/min、4基、2池 276m³

沈殿池 横流式傾斜板、気圧式自動排泥装置 (カッシャー)

2池 1,820m³

急速ろ過池 2層ろ過 (砂、アスラサイト)、自動洗浄方式

ろ過面積 12.5m²/池、10池

第1浄水池 2池 491m³

第2浄水池 1池 800m³

薬品注入設備 次亜塩素酸ナトリウム定量ポンプ (前塩、後塩) 3基

ポリ塩化アルミニウム定量ポンプ 2基

粉末活性炭、消石灰定量ポンプ 2基

自家発電装置 100KVA、220V、1基

泉町送水ポンプ施設 ϕ 50*89m*0.45m³/m*11KW 2台

送 水 管 浄水池～配水池 : ϕ 400mm、塗覆装鋼管、L = 6,790m

ϕ 200mm、DCIP管、L = 2,385m

配 水 池 • 東段配水池 RC造 2池 3,600m³

• 野津配水池 PC造 1池 3,000m³

• 第3配水池 PC造 1池 5,000m³

配水管	$\phi 50 \sim \phi 450\text{mm}$ 、総延長 L = 222,766m
加圧ポンプ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・泉町平ポンプ場 $\phi 80 * 66\text{m} * 0.45\text{m}^3/\text{min} * 11\text{KW}$ 2台 ・泉町尾園ポンプ場 $\phi 40 * 90\text{m} * 0.22\text{m}^3/\text{min} * 7.5\text{KW}$ 2台 ・泉町土生ポンプ場 $\phi 40 * 90\text{m} * 0.22\text{m}^3/\text{min} * 7.5\text{KW}$ 2台 ・東陽町黒渕ポンプ場 $\phi 40 * 60.5\text{m} * 0.16\text{m}^3/\text{min} * 3.7\text{KW}$ 2台 ・東陽町重見ポンプ場 $\phi 32 * 60\text{m} * 0.14\text{m}^3/\text{min} * 3.7\text{KW}$ 2台 ・東陽町栗林ポンプ場 $\phi 50 * 67\text{m} * 0.36\text{m}^3/\text{min} * 7.5\text{KW}$ 2台 ・氷川町桜ヶ丘ポンプ場 $\phi 80 * 56\text{m} * 0.70\text{m}^3/\text{min} * 11\text{KW}$ 2台 ・氷川町川上ポンプ場 $\phi 50 * 68\text{m} * 0.36\text{m}^3/\text{min} * 7.5\text{KW}$ 2台

取水量（平成25年度）※平成25年3月～平成26年2月

1日最大 5,772m³ (八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町)
 1日平均 4,882m³ (同上)

年間総配水量 1,815,156m³ (同上)

給水量（平成24年度）※平成24年3月～平成25年2月 (同上)

1,629,050m³

有 収 水 量 1,629,050m³ 有 収 率 89.75%
 導・送・配水管延長 238,100m (八代生活環境事務組合全域)

沿革 (八代生活環境事務組合全域)

- ① S43. 4. 15 「八代郡上水道組合」設立
- ② S43. 11. 25 上水道事業許可
- ③ S44. 4. 1 「八代郡水道企業団」に名称変更
- ④ S44. 12. 17 建設事業 総事業費 1,001,369千円
 | 計画給水人口 41,000人
 S48. 3. 31 1日最大給水量 9,950m³
- ⑤ S48. 6. 1 給水開始
- ⑥ S51. 6. 30 「八代郡生活環境事務組合」設立のため「八代郡水道企業団」解散
- ⑦ S51. 7. 1 「八代郡生活環境事務組合」設立
- ⑧ S54. 3. 31 净水場排水処理施設完成
- ⑨ S63. 3. 31 净水場急速ろ過池改良工事完成
- ⑩ H4. 2. 28 現在地に新庁舎を建設
- ⑪ H8. 3. 15 净水場沈殿池横流板傾斜装置工事完成
- ⑫ H9. 3. 15 净水場急速ろ過池増設工事完成
- ⑬ H10. 3. 15 野津配水池築造工事完成
- ⑭ H11. 1. 29 净水場中央監視盤及びデータロガー更新工事完成
- ⑮ H17. 3. 22 第2浄水池築造工事完成
- ⑯ H21. 1. 19 排水処理場天日乾燥床増設工事
- ⑰ H26. 3. 25 第3配水池築造工事完成

水道使用料金

①専用給水装置

種 別	料 金		
	基本料金 (1月につき)		超 過 料 金 (水量 1立方メートルにつき)
	水 量	料 金	
一 般 用	8立方メートル	1,080円	135円

※消費税を含む (10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)

事業経営状況（八代生活環境事務組合全域）

(単位：千円)

事 項	年 度	H21	H22	H23	H24	H25	
給 水 人 口	(人)	29,012	28,813	28,389	27,990	27,621	
普及率(対給水区域人口)	(%)	74.84	74.57	74.25	73.51	73.27	
総 配 水 量	(m³)	3,511,985	3,591,966	3,545,818	3,524,697	3,566,146	
一 日 最 大 配 水 量	(m³)	11,215	11,408	14,328	11,201	11,561	
有 収 水 量	(m³)	3,287,116	3,326,488	3,288,777	3,249,469	3,277,421	
有 収 収 率	(%)	93.60	92.61	92.95	92.19	91.90	
導・送・配水管延長	(m)	234,780	234,770	236,610	236,880	238,100	
職 員 数	(人)	13	14	14	14	14	
収 益 的 収 支	1. 営 業 収 益	414,327	421,795	407,461	412,662	410,220	
	うち(1)給水収益	393,450	393,669	390,773	389,192	389,176	
	(2)受託工事収益	17,888	24,758	15,587	21,090	19,488	
	2. 営 業 外 収 益	2,512	1,573	2,051	1,900	3,627	
	3. 特 別 利 益	0	0	12	0	18	
	総 収 益 (A)	416,839	423,368	409,524	414,562	413,865	
	1. 営 業 費 用	340,664	350,626	337,800	334,100	345,325	
	うち(1)人件費	85,917	91,478	93,761	80,714	80,203	
	(2)経費	181,336	191,453	174,582	195,872	208,867	
	(3)減価償却費	73,411	67,695	69,457	57,514	56,255	
	2. 営 業 外 費 用	4,528	4,615	3,209	4,113	3,969	
	3. 特 別 損 失	95	108	118	900	146	
	総 費 用 (B)	345,287	355,349	341,127	339,113	349,440	
	当年度純利益(損失)(A)-(B)	(C)	71,552	68,019	68,397	75,449	64,425
利 益 剰 余 金	当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金 (未処理欠損金)	(D)	96,552	93,019	93,397	100,449	89,425
	減債積立金等処分額	(E)	11,313	42,617	119,535	179,230	22,817
	年 度 末 積 立 金 残 高	(F)	343,026	371,961	320,445	209,613	262,245
	翌年度繰越利益剰余金 (累計欠損金)	(G)	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
資 本 的 収 支	(1)企 業 債	(イ)	0	0	0	0	451,800
	(2)固定資産売却代金		0	0	0	0	0
	(3)そ の 他		16,186	28,827	4,668	10,754	3,442
	收 入 計	(H)	16,186	28,827	4,668	10,754	455,242
	(1)建設改良費		97,842	135,941	195,646	251,843	553,433
	(2)企 業 債 償 還 金	(ロ)	8,067	8,233	8,402	8,574	8,750
	(3)そ の 他		0	0	0	0	0
	支 出 計	(I)	105,909	144,174	204,048	260,417	562,183
	差 引 き 計	(H)-(I)	△ 89,723	△ 115,347	△ 199,380	△ 249,663	△ 106,941
流 動 資 產		(J)	449,594	476,333	441,142	402,726	501,576
流 動 負 債		(K)	10,017	11,353	27,300	92,887	150,128
不 良 債 務		(K)-(J)	—	—	—	—	—
企業債現在高(イ)+前年度の(ハ)-(ロ)		(ハ)	167,317	159,084	150,682	142,108	585,158
減 価 償 却 累 計 額		1,504,310	1,561,593	1,615,913	1,666,318	1,709,313	

○じん芥処理施設・八代生活環境事務組合クリーンセンター（八代郡氷川町梅 313 番地 1）

竣工	平成 11 年 3 月
施工者	株式会社 川崎技研
ごみ処理施設	
炉形式	機械化バッチ焼却式燃焼炉
処理能力	22 t / 8 h × 2 炉 計 44 t / 日
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ式焼却炉・自動燃焼制御方式
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却式水噴射方式（完全蒸発形）
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置+バグフィルター集塵方式
排水処理設備	ごみ汚水：蒸発酸化処理方式（炉内噴霧） プラント排水：凝集沈殿ろ過処理後再循環無放流方式 生活排水：下水道放流
通風設備	平衡通風方式 煙突（内筒式 H=50m）
灰出設備	焼却残渣：灰押出機+灰バンカ方式
	飛灰：薬品固化処理+固化物バンカ方式
不燃物資源化施設	
処理能力	9 t / 5 h
処理対象ごみ	資源ごみ・不燃ごみ
選別施設	7 種選別方式（可燃物、不燃物、アルミ、鉄、生ビン、カレット、不適物、危険物）
貯留搬出設備	ホッパ方式、ヤード方式
集じん設備	サイクロン、バグフィルター方式
総工事費	3,413,617 千円
財源内訳	国庫補助 282,997 千円 地方債 2,851,400 千円 一般財源 279,220 千円
工事費内訳	総工事費 3,413,617 千円 本体工事 3,052,665 千円 整備計画・工事管理費 62,791 千円 用地取得費 200,145 千円 用地造成・周辺整備費 80,826 千円
設計・工事管理費	17,190 千円
職員数	9 名、委託 7 名

○八代生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場（八代郡氷川町梅 353 番地 1）

工期	着工 平成 16 年 7 月 竣工 平成 18 年 1 月
施工者	株式会社 鴻池組
対象事業実施区域面積	13,500 m ²
埋立用地面積	13,020 m ² (内埋立面積 5,499 m ²)
最終処分場埋立地	
埋立形式	一般廃棄物最終処分場
埋立容量	約 19,032 m ³
埋立期間	約 10 年間
埋立物	焼却灰、飛灰、不燃性破碎残渣、粗大ごみ破碎残渣
浸出水処理施設	
処理能力	25 m ³ /日
浸出液調整槽容量	250 m ³
処理方式	凝集沈殿処理+逆浸透（R O）膜処理+中和・消毒処理
汚泥処理方式	濃縮+蒸発乾燥
総工事費	2,123,103 千円

財源内訳	国庫補助 327,112 千円	地方債 1,468,000 千円
	一般財源 327,991 千円	
工事費内訳	本体工事 1,753,500 千円	
	調査・計画・設計 29,581 千円	
	県条例環境影響調査 100,345 千円	
	整備計画・実施計画 30,450 千円	
	補助申請・工事管理 35,175 千円	
	用地取得・払い下げ 174,052 千円	

○し尿処理施設・八代生活環境事務組合衛生センター（八代市鏡町鏡 1375 番地）

設置

工 期	着工 昭和 51 年 7 月	竣工 昭和 53 年 3 月
施工者	栗田工業株式会社	
消化方式	好気性消化・活性汚泥処理方式（脱窒素運転）+高度処理方式	
処理能力	60k1/日（し尿：48k1/日、浄化槽汚泥：12k1/日）	
総工事費	699,283 千円	
財源内訳	国庫補助 102,300 千円	県補助金 500 千円
	地方債 557,300 千円	一般財源 39,183 千円
工事費内訳	本体工事 499,000 千円	附帯工事 200,283 千円

増改築等

工 期	着工 平成 4 年 7 月	竣工 平成 5 年 3 月
増改築等	前処理設備・脱水設備更新、焼却炉撤去	
施工者	栗田工業株式会社	
総工費	138,020 千円	
財源内訳	地方債 102,700 千円	一般財源 35,320 千円
敷地面積	8,137 m ²	
職員数	6 名・委託 1 名	

○火葬場施設・八代生活環境事務組合斎場（八代市東陽町南 2811 番地）

工 期	着工 平成 6 年 5 月 9 日	竣工 平成 7 年 3 月 10 日
施工者	富士建設工業株式会社	
構造及び面積	総用地面積 18,820.66 m ²	
	敷地面積 3,537.25 m ²	
	建築面積 1,020.35 m ²	
	延床面積 838.82 m ²	
構 造	鉄筋コンクリート平屋建	
火 葬 炉	大型炉 3 基	
総事業費	694,891 千円	
財源内訳	地方債 618,100 千円（資金運用部資金・市町村振興資金）	
	一般財源 76,791 千円	
工事費等内訳	用地・立木補償費 33,703 千円	
	用地造成・進入道路工事 254,359 千円	
	建築・火葬炉設備・外構工事 353,290 千円	
	場内舗装工事費・その他 20,373 千円	
	測量・設計・工事監理費 33,166 千円	
職員数	委託 3 名	

斎場使用料

種 別	単 位	使 用 料	
		構成市町内	構成市町外
遺 体	15 歳以上	1 体につき	5,000 円 20,000 円
	15 歳未満	1 体につき	3,500 円 15,000 円
死産児		1 体につき	2,500 円 10,000 円
改葬等による 人骨及び下肢等		火葬 1 回につき	1,500 円 5,000 円
遺体保管料		1 体あたり 1 夜につき	5,000 円 20,000 円

18 市 庁 舎

(1) 庁舎の概要

(建設時資料)

	本庁舎	坂本支所	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
着 工	昭和45年10月17日	昭和41年12月10日	平成4年6月16日	昭和61年12月23日	昭和53年11月25日	昭和47年3月
竣 工	昭和47年6月1日	昭和42年5月31日	平成5年7月31日	昭和62年12月15日	昭和54年10月30日	昭和48年2月
構 造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
敷地面積 m ²	16,423.40	5,430.26	12,843.08	16,052.00	3,728.80	4,358.00
建築面積 m ²	3,190.99	1,669.00	3,602.68	3,691.90	1,550.00	1,926.00
地下1階 m ²	2,453.92	—	—	—	212.00	—
1階 m ²	2,888.56	1,185.00	1,345.57	1,271.03	736.00	814.00
2階 m ²	2,489.33	484.00	1,284.19	1,166.50	602.00	748.00
3階 m ²	1,117.60	—	832.27	1,169.85	—	364.00
4階 m ²	1,117.60	—	—	—	—	—
5階 m ²	1,117.60	—	—	—	—	—
塔屋1階 m ²	145.40	—	140.63	84.52	—	—
塔屋2階 m ²	151.76	—	—	—	—	—
塔屋3階 m ²	32.21	—	—	—	—	—
議会棟面積 m ²	1,296.00	—	—	—	—	—
別館面積 m ²	945.82	—	—	—	—	—
1階 m ²	446.45	—	—	—	—	—
2階 m ²	421.48	—	—	—	—	—
基本設計	建設省九州地方建設局	—	—	—	—	—
実施設計	株式会社和田コンサルタント	株式会社汎建築設計事務所	楠山建築設計事務所	楠山建築設計事務所	佐藤設計株式会社	大和設計株式会社
施工者	鹿島建設株式会社	三井建設株式会社	佐藤工業株式会社	清水建設株式会社	寺辻建設株式会社	西田工業株式会社
電気設備	九州電気工事株式会社		九電工・太陽建設 共同企業体	九州電気工事株式会社	九州電気工事株式会社	
機械設備	鹿島建設株式会社		日産・第一建設共 同企業体	新菱冷熱工業株式会社	三和商会株式会社	

(2) 建設事業費

(単位：千円)

	本庁舎	坂本支所	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
事業費	1,040,624	79,602	1,620,305	1,187,871	228,968	127,728
用地購入費	171,253	3,198	172,979	197,661	19,151	18,200
設計管理	17,608	1,199	37,545	37,380	10,984	11,528
本体工事	512,055	63,300	708,873	473,764	134,800	98,000
電気設備	58,681	—	125,145	80,560	21,054	—
機械設備	154,669	—	198,790	164,949	24,700	—
外構工事、付帯工事	47,045	—	221,763	138,381	3,000	—
備品購入	46,773	3,015	137,963	60,000	34,430	—
その他	32,540	8,890	17,247	35,176	—	—
国県支出金	—	—	—	—	—	30,000
基金繰入金	267,111	26,904	777,026	380,000	148,400	—
地方債	275,000	21,000	395,000	470,000	73,840	46,900
一般財源	294,722	31,698	448,279	337,871	6,728	50,828

(3) 職員の福利厚生施設（市庁舎内）

①壳 店

経営主体	八代市職員互助会
委託業者	一般社団法人 八代弘済会
営業開始	昭和48年3月
営業時間	平日8時30分～17時（延長窓口実施日8時30分～19時）
施設の使用	無料（光熱水費、備品購入費は業者負担）
面積	面積11.25m ² （このほか、前廊下使用可）
販売商品	食糧、衣類、その他日常品
支払い方法	原則として現金払い（あっせん及び予約販売は組合引き及び信販）